



第3章

国益と世界全体の利益を 増進する外交

第1節	日本と国際社会の平和と安定に向けた取組……	138
第2節	日本の国際協力（ODAと地球規模の課題への取組）……	192
第3節	経済外交 ……………	212
第4節	日本への理解と信頼の促進に向けた取組 ………	237

第1節

日本と国際社会の平和と安定に向けた取組

総論

〈安全保障〉

日本を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増している。大量破壊兵器や弾道ミサイルの脅威に加え、サイバー攻撃のような新しい脅威も増大している。また、地球規模のパワーバランスの変化は、アジア太平洋地域において、安全保障面における協力の機会を提供すると同時に、多くの課題や緊張も生み出している。

このような安全保障上の諸課題に対処しつつ、日本の領土を保全し、国民の生命・財産を保護するとともに国際社会の平和と安定及び繁栄を確保するために、日本は、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の立場から、地域や国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に寄与していく。

日本の平和と安定を確保するためには、第一に、日本自身の能力・役割の強化・拡大やそのための安全保障上の課題に対応するための制度整備が重要である。日本政府は、2014年7月に安全保障法制整備の基本方針について閣議決定を行い、あらゆる事態に切れ目のない対応を可能とする法案の作成作業を開始した。また、実効性の高い統合的な防衛力を整備していくとともに、領土保全にも取り組んでいく。

第二に、日米安全保障体制の下での米軍の

前方展開を確保し、その抑止力を向上させていくことが、日本の安全のみならず、アジア太平洋地域の平和と安定にとって不可欠である。日米両政府は、「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」の見直しを始め、海洋安全保障、弾道ミサイル防衛、サイバー、宇宙、拡大抑止などの幅広い分野での日米間の安全保障・防衛協力を進めていく。在日米軍再編については、日米両政府として、現行の日米合意を着実に実施していくことにより、抑止力を維持しつつ、沖縄を始めとする地元の負担軽減を図っていく方針である。

第三に、アジア太平洋地域内外のパートナーとの信頼・協力関係を強化し、多層的な安全保障協力関係を築いていく必要がある。日本と同様に米国の同盟国である韓国やオーストラリアを始めとして、欧州諸国や東南アジア諸国連合（ASEAN）諸国、インドなどの二国間協力を促進するとともに、日米韓、日米豪、日米印といった3か国協力の枠組みにおける連携を進めていくことも重要である。また、中国やロシアと安全保障対話・交流などを通じた信頼関係を増進しつつ、東アジア首脳会議（EAS）、ASEAN地域フォーラム（ARF）、拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）などの多国間地域協力の枠組みにおける連携・協力を推進し、多層的

な協力関係を強化していく。

〈平和維持・平和構築〉

日本の安全と繁栄は、日本周辺の安全保障環境の改善のみで達成されるものではなく、国際社会の平和と安定という基盤の上に成り立っている。この考えの下、日本は世界の様々な問題の解決に積極的に取り組んでいる。特に、紛争後の地域において、紛争の再発防止や持続的な平和に向けて取り組む平和維持を含め、緊急人道支援から、和平プロセスの促進、治安の確保、復興・開発に至る継ぎ目のない取組である平和構築について、日本は主要な外交課題の1つとして取り組んでいる。具体的には、国連平和維持活動（PKO）や国連平和構築委員会（PBC）などへの積極的な協力、政府開発援助（ODA）を活用した現場における取組や人材育成などが挙げられる。

〈治安上の脅威〉

国際社会に対するテロの脅威は依然高い。2014年はテロ組織「イラクとレバントのイスラム国（ISIL）」が、外国人テロ戦闘員問題などで国際的に大きな注目を集めた。4月にはナイジェリアでボコ・ハラムによる大規模な女子学生誘拐が発生し、12月にはパキスタンで児童を含む130人以上の命が奪われた。また、人身取引、薬物犯罪、サイバー犯罪、マネーロンダリング（資金洗浄）などの国際組織犯罪は、テロの資金源になるなど、テロとの関連性が高く、その脅威を増している。こうした中、日本は、国連安保理決議の遵守など、国際社会と協調してテロとの闘いに取り組むとともに、ASEANとの間でテロと国際組織犯罪対策のための共同宣言を採択するなどの地域協力を進めている。また、テロ対策関連の法律や制度などが十分でない国に対し、能力向上支援などの国際協力も積極的に行っている。さらに、2015年に入り発生したパリでの銃撃テロ事件やISILによる

邦人殺害テロ事件を受けて、日本は「1. テロ対策の強化」「2. 中東の安定と繁栄に向けた外交の強化」「3. 過激主義を生み出さない社会の構築支援」の3本柱に沿った外交上の包括的な取組を進めていくこととしている。

〈軍縮・不拡散〉

日本は、「核兵器のない世界」の実現に向け、積極的な取組を進めている。これは、唯一の戦争被爆国として世界に核兵器使用の惨禍を訴える日本の責務を體現するとともに、日本を取り巻く安全保障環境の改善を図るための政策でもある。2014年1月、岸田外務大臣は長崎において核軍縮・不拡散に関するスピーチを行い、「三つの低減」、「三つの阻止」を含む政策を発表した。2010年に日本とオーストラリアが中心となり立ち上げた「軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）」の枠組みでは、2014年に被爆地である広島で外相会合（第8回）が開かれ、世界の政治指導者の広島訪問を呼びかける「広島宣言」を採択した。日本が毎年国連総会に提出している核軍縮決議は、2014年には共同提案国が過去最多の116か国となり、圧倒的多数の賛成を得て採択された。さらに、日本は10月、国連総会第一委員会においてオーストラリア及びニュージーランドがそれぞれ主導した核兵器の人道적結末に関する共同ステートメントの双方に、昨年同様参加した。以上に加え、若い世代が海外の国際会議などの場で被爆の実相を伝達する活動を後押しする「ユース非核特使」制度を創設し、このような活動の将来世代への継承に力を入れている（詳細については169ページのコラム参照）。

〈国際公共財（グローバル・コモンズ）〉

力ではなく、法とルールが支配する海洋秩序に支えられた「開かれ安定した海洋」は、国際社会全体の平和と繁栄に不可欠な公共財である。この観点から、海賊対策を始め様々な

取組や各国との連携を通じて公海における航行・飛行の自由や安全の確保に尽力している。特に、四方を海に囲まれた海洋国家である日本にとって、海洋法に関する国際連合条約（国連海洋法条約）（UNCLOS）が根幹を成す海洋の国際法は、海洋権益の確保や海洋に関する活動を円滑に行うために不可欠なものである。

サイバー空間についても、法の支配の実現・強化について、同盟国である米国や関心を共有する国々との政策協議を進めつつ、国際規範形成や各国間の信頼醸成措置に向けた動きに積極的に関与している。また、開発途上国の能力構築に取り組んでいる。

特に、宇宙分野では、第2回ARF宇宙セキュリティワークショップを日本で開催し、日本の取組や考え方の周知を図るとともに、宇宙のルール作りや平和かつ安全な利用に関する議論の進展に貢献した。

〈国連〉

2015年は国連創設から70年という節目の年である。日本は、戦後70年間の平和国家としての歩みやこれまでの貢献を国際社会にしっかり示すとともに、今後とも未来に向けて国際社会の平和と繁栄のためにより一層積極的に貢献していく。

地球規模の課題や国境を越える課題など、国際社会が多様な課題に直面する中、普遍かつ包括的な国際機関としての国連が果たす役割はますます重要となっており、今日の国際社会の現実を反映した形での国連の機能強化が不可欠となっている。今後、国連が一層効果的・効率的に新たな課題に対処できるよう、日本は国連を始めとする国際機関と協調しつつ、知的・人的・財政的貢献をより一層積極的に行い、国際社会において指導力を発揮していく。

〈法の支配〉

国際社会における法の支配の確立は、国家

間の関係を安定させ、紛争の平和的解決を図る上で重要である。また、日本としては、力による一方的な現状変更の試みに反対し、領土の保全、海洋権益や経済的利益の確保、国民の保護などに取り組む中で、法の支配の強化を外交政策の柱の1つに位置付けている。このような考えの下、安全保障や経済・社会分野を始めとする様々な分野において二国間・多国間でのルール作りを推進している。また、紛争の平和的解決を促進するため、国際司法裁判所（ICJ）、国際海洋法裁判所（ITLOS）や国際刑事裁判所（ICC）を始めとする国際司法機関の機能強化に人材面・財政面からも貢献している。そのほかにも、法整備支援や国際法関連イベントの開催を通じた国際法の知識普及などを通じて、法の支配の強化に努めている。

〈人権〉

人権や基本的自由は普遍的価値である。その保護・促進は全ての国家の基本的な責務であると同時に、国際社会全体の正当な関心事項である。これらは日本国民に深く浸透し、国家の根本を支える柱となっている。日本国内の平和と繁栄のため、さらには国際社会に平和と安定の礎を築いていくために、日本は人権分野にこれまで以上に積極的に取り組んでいる。具体的には、世界の人権・人道問題の改善を目指し、それぞれの国・地域の歴史的・文化的背景を踏まえ、対話と協力の姿勢に立った上で、国連を始めとする多数国間のフォーラムや、二国間での対話を通じ、積極的な貢献を行っている。

〈女性〉

2015年は、第4回世界女性会議（於：北京（中国））から20年（「北京+20」）、日本が女子差別撤廃条約を締結して30年の節目の年である。女性が持つ力を最大限発揮できるようすることは、社会全体に活力をもたら

し、成長を支えていく上で不可欠である。こうした考えに立ち、日本は、①女性の社会進出と能力強化、②国際保健外交戦略の推進の一環としての女性の保健医療分野の取組強化、③平和と安全保障分野における女性の参画と保護を重点分野に位置付け、女性のエンパワーメントに向けた取組を国際的に推進し

ている。安倍総理大臣が2014年9月の国連総会一般討論演説において、21世紀こそ、女性の人権侵害のない世界を目指すことを強調したように、日本は国内外で「女性が輝く社会」を構築するべく、国際社会の先頭に立って取組を進めていく。

各 論

1 安全保障に関する取組

21世紀に入り、世界のパワーバランスは大きく変化し、グローバルな安全保障環境に複雑な影響を与えている。また、大量破壊兵器やその運搬手段の拡散などは、地域及び国際社会の深刻な懸念となっている。加えて、国際テロ、サイバー攻撃といった新たな脅威が出現し、軍事技術の革新も進んでいる。

東アジア地域では、北朝鮮による核兵器を含む大量破壊兵器の開発や弾道ミサイル能力の向上が日本の安全に対する明確かつ差し迫った重大な脅威となっている。特に、米国本土を射程に含む弾道ミサイルの開発や核兵器の小型化と弾道ミサイルへの搭載の試みは、日本を含む地域の安全保障に対する脅威を質的に深刻化させるものである。また、中国の透明性を欠いた軍事力の強化や日本周辺海空域や南シナ海における活動の急速な拡大は、日本を含む地域及び国際社会の懸念事項となっており、中国の動向について慎重に注視していく必要がある。

このように日本を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増している。また、グローバル化と技術革新の進展により世界のどの地域で発生する事象であっても、日本の平和と安全に影響を及ぼし得る状況が発生している。現在の世界では、どの国も一国で自らの平和と

安全を維持することはできず、同盟国・有志国との連携、国際社会の平和と安定に向けた国際的協力の重要性が増大している。

これらの安全保障環境の認識を踏まえ、日本は、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の立場から、日本の安全及び地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に寄与していく。平和国家としての歩みを堅持しつつ、国際社会の主要プレーヤーとして、米国を始めとする関係国と緊密に連携しながら、これを実践する。

ア 防衛装備移転三原則の策定

2014年4月、政府は、防衛装備の海外移転について、これまで武器輸出三原則などが果たしてきた役割に十分配慮した上で、新たな安全保障環境に適合する明確な原則として、防衛装備移転三原則を策定した。新たな原則は、防衛装備の海外移転にかかる具体的な基準や手続、歯止めなどを明確に定めており、この原則に従い、平和貢献・国際協力の一層積極的な推進を図るとともに、各国との安全保障・防衛協力の強化などを通じて日本の安全保障の充実を図っていく。

防衛装備移転三原則（2014年4月1日国家安全保障会議決定・閣議決定）

平和国家としての基本理念を維持

原則1：移転を禁止する場合を明確化し、次に掲げる場合は移転しない

- ①日本が締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合
〔化学兵器禁止条約、クラスター弾に関する条約、対人地雷禁止条約、武器貿易条約など〕
- ②国連安保理の決議に基づく義務に違反する場合
（安保理決議第1718号（北朝鮮の核問題）や同第1929号（イランの核問題）など、特定の対象国への武器などの移転を防止することを決定する安保理決議など）
- ③紛争当事国への移転となる場合
（紛争当事国：武力攻撃が発生し、国際の平和及び安全を維持し又は回復するため、国連安保理がとっている措置の対象国）

原則2：移転を認め得る場合を次の場合に限定し、**透明性**を確保しつつ、**厳格審査**

- ①平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合
 - ②日本の安全保障に資する場合
 - ・日本との間で安全保障面での協力関係がある諸国との国際共同開発・生産の実施
 - ・日本との間で安全保障面での協力関係がある諸国との安全保障・防衛協力の強化
 - ・装備品の維持を含む自衛隊の活動、邦人保護に不可欠な輸出
- （注1）仕向先などの適切性・防衛装備の機微性を含め**厳格に審査**
（注2）審査体制・手続・基準などの**透明性**を確保

原則3：目的外使用及び第三国移転について**適正管理**が確保される場合に限定

原則として、目的外使用及び第三国移転について**日本の事前同意を相手国政府に義務付ける**。
（注）平和貢献・国際協力の積極的推進のため適切と判断される場合、部品などを融通し合う国際的なシステムに参加する場合などでは、仕向先の管理体制の確認をもって管理を行うことも可能とする。

情報の公開

- 防衛装備の海外移転の許可の状況につき、**年次報告書**を作成し、国家安全保障会議（NSC）に報告・公表
- NSCで審議された案件については、従来以上に透明性に配慮しつつ、政府として、**情報公開**を図る。

イ 安全保障法制の整備

日本を取り巻く安全保障環境が大きく変化
する中、日本の平和と安全を維持し、その存
立を全うするとともに、国民の命と平和な暮
らしを守り抜くことは、政府の最重要の責務
である。また、日本の繁栄は、平和で安定し
た国際環境なしにはあり得ず、日本として、
国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の
立場から、これまで以上に国際社会の平和と
安定に積極的に寄与していかなばならない。
そのためには、あらゆる事態に切れ目のない
対応を可能とする国内法制を整備する必要が
ある。このような認識の下、「安全保障の法
的基盤の再構築に関する懇談会」から2014
年5月に報告書が提出されたことを受け、与
党における協議が重ねられ、7月に、「国の
存立を全うし、国民を守るための切れ目のな
い安全保障法制の整備について」閣議決定が
行われた。この決定を踏まえ、国民の命と平

和な暮らしを守り抜くために必要な国内法案
の作成作業を開始した。

この閣議決定については、関係国に対し透
明性をもって丁寧に説明しており、アジア・
大洋州、欧米、南米、中東諸国など、多くの
国から歓迎と支持を得ている。引き続き、日
本の安全保障政策について、様々な機会を利用
して対外的な発信を進めていく。

〈閣議決定の概要〉

1. 武力攻撃に至らない侵害への対処

- （1）警察・海上保安庁などの対応能力の向
上と連携強化、自衛隊による治安出動な
どの下令手続の迅速化を含め各般の分野
において必要な取組を一層強化する。
- （2）自衛隊と米軍が緊密に連携して切れ目
のない対応がとれるよう、自衛隊と連携
して日本の防衛に資する活動に現に従事
している米軍部隊の武器などを防護する

ための必要最小限の「武器の使用」を行えるようにする。

2. 国際社会の平和と安定への一層の貢献

(1) 他国軍隊が「現に戦闘行為を行っている現場」ではない場所で実施する日本の支援活動は当該他国の「武力の行使と一体化」しないという認識を基本として、他国が「現に戦闘行為を行っている現場」ではない場所で、必要な支援活動を日本が実施できるようにするための法整備を進める。

(2) PKOなどにおけるいわゆる「駆け付け警護」に伴う武器使用や「任務遂行のための武器使用」のほか、領域国の同意に基づく邦人救出などの「武力の行使」を伴わない警察的な活動について、武器使用を伴う活動を行っても、憲法との関係で問題が生じないことを確保することにより、こういった活動ができるよう法整備を進める。

3. 憲法第9条の下で許容される自衛の措置

(1) ア 日本に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、日本と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、

イ これを排除し、日本の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実



安全保障法制整備の基本方針に関する閣議決定を行った際の安倍総理大臣記者会見（7月1日、東京 写真提供：内閣広報室）

力を行使することは、

ウ 従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されると判断する。

(2) このような「武力の行使」は、国際法上は集団的自衛権が根拠となる場合があるが、憲法上は、あくまでも日本の存立を全うし、国民を守るため、すなわち、日本を防衛するためのやむを得ない自衛の措置としてはじめて許容されるものである。

ウ 領土保全

国家にとって基本的な責務である領土保全についても、日本の領土・領空・領海は断固として守り抜くとの方針は不変であり、引き続き毅然かつ冷静に対応する。同時に、在外公館の人脈や知見を活かしつつ、領土保全に関する対外発信を強化するなど、積極的に取り組んでいる。

2 日米安全保障（安保）体制

(1) 日米安保総論

日本を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、日米安保体制を強化し、日米同盟

の抑止力を向上させていくことは、日本の安全のみならず、アジア太平洋地域の平和と安

定にとって不可欠である。日米両国は、2014年4月の日米首脳会談などを通じて確認された強固な日米関係の上に立って、「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」の見直しを始め、弾道ミサイル防衛、サイバー、宇宙などの幅広い分野における協力を拡大・強化している。さらに、普天間飛行場移設や在沖縄米海兵隊のグアム移転を始めとする在日米軍再編についても、在日米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄を始めとする地元の負担を軽減するため、日米で緊密に連携して取り組ん



マッキン・グ米統合戦争捕虜・行方不明者探索司令部（JPAC）司令官と会談する宇都外務大臣政務官（1月15日、米国・ホノルル）

できている。

（2）各分野における日米安保・防衛協力の状況

ア 「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」の見直し

2013年10月の日米安全保障協議委員会（「2+2」）において、現行のガイドラインの見直し作業を開始することが合意された。その後、2014年10月、ガイドライン見直しについての国内外の理解を促進するため、「日米防衛協力のための指針の見直しに関する中間報告」を公表した。12月の「2+2」共同発表においては、日米間で、ガイドラインの見直しと日本の安全保障法制作業との整合性を確保し、見直し後のガイドラインがしっかりとした内容となることの重要性について一致した。また、この法制作業の進展を考慮しつつ、2015年前半における見直し完了に向けて取り組むため、議論を更に深めることを決定した。

イ 弾道ミサイル防衛（BMD）

日本は、2006年以降実施している能力向上型迎撃ミサイル（SM-3ブロックII A）の日米共同開発の着実な実施を始め、米国との協力を継続的に行い、BMDシステムの

着実な整備に努めている。また、2014年12月には国内2基目となるAN/TPY-2レーダー（Xバンドレーダー）が米軍経ヶ岬通信所（京都府）に配備された。

ウ サイバー

日米両国は、4月に第2回日米サイバー対話をワシントンD.C.で開催した。日米間における政府横断的な連携の必要性を踏まえ、前年5月に開催された第1回対話のフォローアップを行うとともに、日米双方の関係者が、安全保障分野に焦点を当てた議論を始め、重要インフラ防護、キャパシティ・ビルディング、サイバー犯罪など、サイバーに関する幅広い日米協力について議論を行った。

エ 宇宙

日米両国は、2月の安全保障分野における日米宇宙協議（審議官級会合）や5月の宇宙に関する包括的日米対話第2回会合などにおいて、安全保障分野を含め、宇宙に関する幅広い協力の在り方について議論を行った。5月には、日米両国は、宇宙状況監視（SSA）

に関し、日本から米国に宇宙物体の軌道に関する情報を提供する協力を実施することで一致した。これにより、日米SSA協力取極（2013年5月締結）に基づく米国から日本への情報提供協力と合わせ、日米双方向でのSSA情報などの提供が可能となった。両国は、宇宙アセットの抗たん性の確保のための取組など、宇宙の安全保障分野での更なる協力を進めている。

オ 3か国間協力

日米両国は、アジア太平洋地域における同盟国やパートナーとの安全保障・防衛協力を重視している。特に、日米両国は、オーストラリア、韓国やインドとの3か国間協力を着実に推進してきている。3月の日米韓首脳会談や11月の日米豪首脳会談においても、これらの3か国間の対話は、日米が共有する安全保障上の利益を増進し、アジア太平洋地域の安全保障環境の改善に資するものであることが確認された。

カ 情報保全

情報保全は、同盟関係における協力を進める上で決定的に重要な役割を果たすものである。日米両国は、政府横断的なセキュリティ・クリアランスの導入や、カウンター・インテリジェンス（諜報による情報の漏洩防止）に関する措置の向上を含む情報保全制度の更なる改善に向け協議を行っている。

キ 海洋安全保障

日米両国は、ASEAN地域フォーラム（ARF）や東アジア首脳会議（EAS）などの場で、海洋をめぐる問題を国際法にのっとって解決することの重要性を訴えている。4月の首脳会談において、日米両国は、開かれた海を拠り所とする地球規模の貿易網を有する海洋国家として、航行及び上空飛行の自由を含む国際法の尊重に基づく海洋秩序を維持することの重要性を強調した。

(3) 在日米軍再編

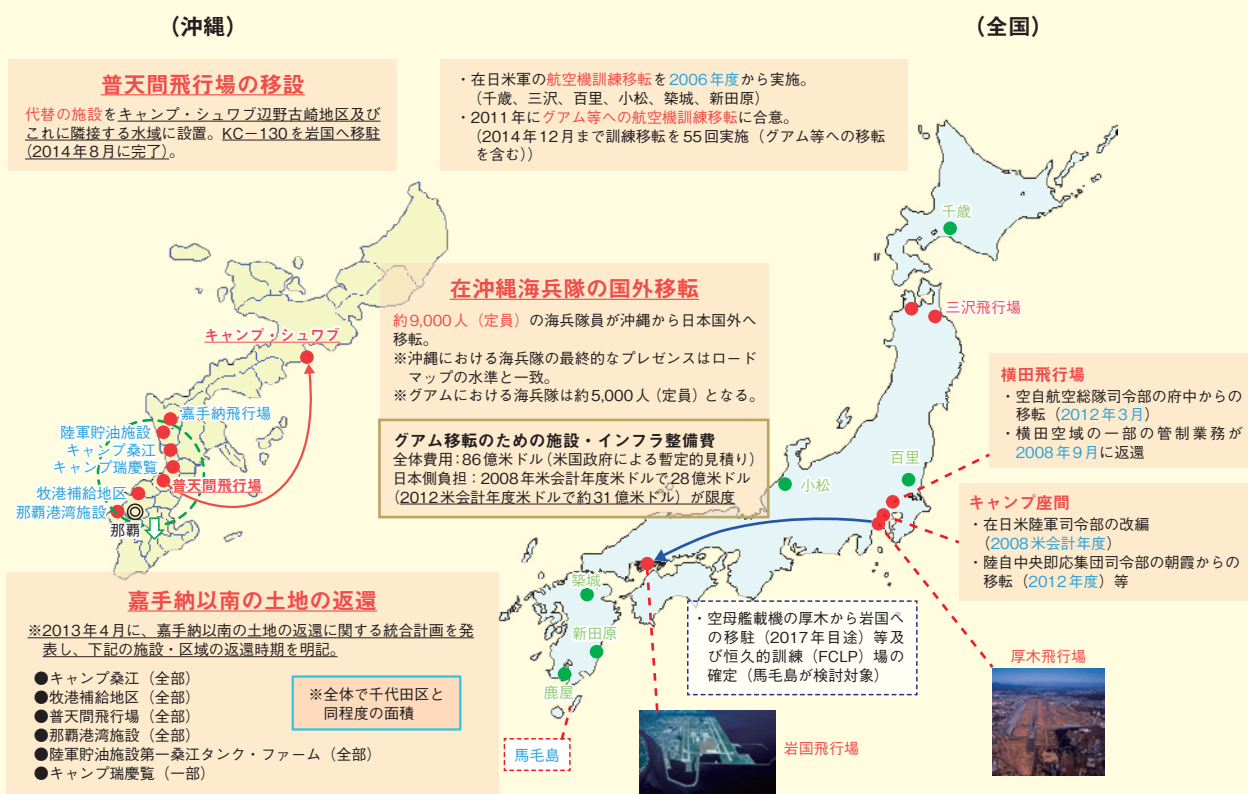
日米両国は、2006年に「再編の実施のための日米ロードマップ」（以下「ロードマップ」という。）を発表した。その後、在日米軍再編計画の検証を経て、2010年及び2011年には「2+2」による合意をもって「ロードマップ」を補完した。さらに、2012年の「2+2」共同発表においては、「ロードマップ」に示された再編計画を調整し、在沖縄米海兵隊のグアム移転及び嘉手納以南の土地の返還の双方を普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すことを決定した。

こうした中、2014年4月のオバマ大統領訪日の際の日米共同声明で、日米両国は、グアムの戦略的な拠点としての発展を含む、地理

的に分散し、運用面で抗たん性があり、政治的に持続可能な米軍の態勢をアジア太平洋地域において実現することに向け、継続的に前進していることを確認した。また、この共同声明において、普天間飛行場のキャンプ・シュワブへの早期移設及び沖縄の基地の統合は、長期的に持続可能な米軍のプレゼンスを確かなものとし、この文脈で、日米両国は、沖縄への米軍の影響を軽減することに対するコミットメントを再確認した。

10月の日米共同報道発表では、日米両国は、普天間飛行場の代替施設（FRF）をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に建設する計画が、普天間飛行場の

米軍再編の全体像



※2012年4月の「2+2」共同発表において、在沖縄海兵隊の国外移転と嘉手納以南の土地の返還の双方を、普天間飛行場の移設にかかる進展から切り離し。

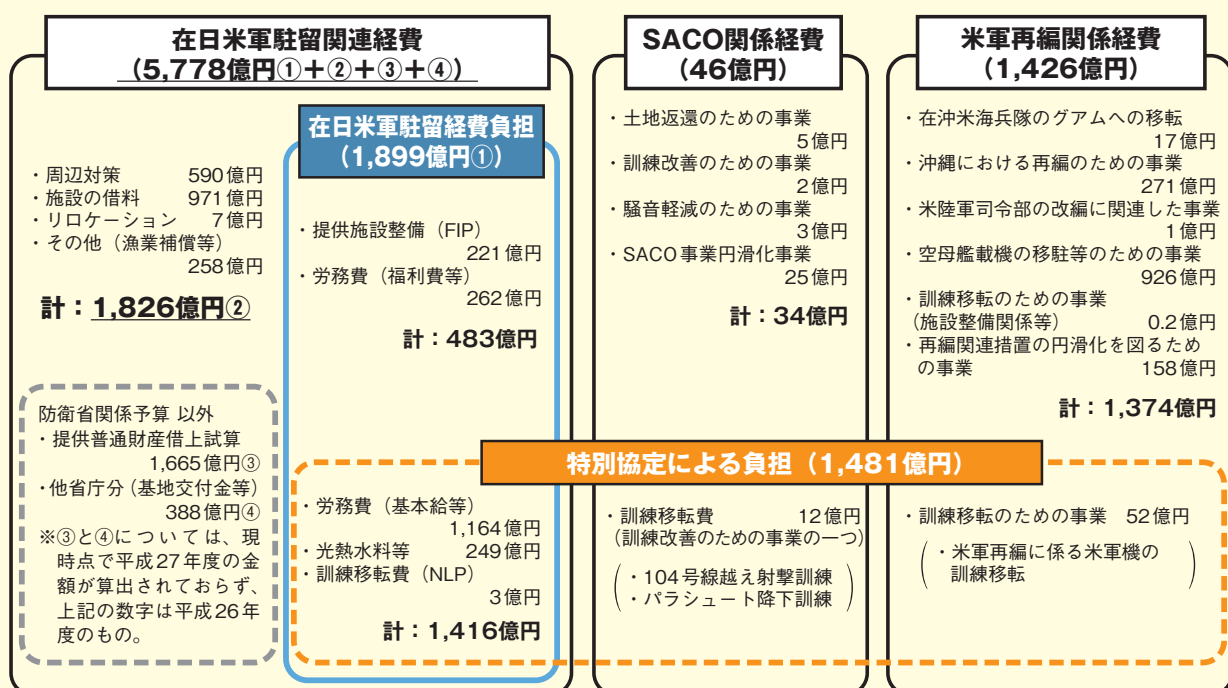
継続的な使用を回避する唯一の解決策であることを再確認した。また、「ロードマップ」及び2013年4月の統合計画に基づく嘉手納飛行場以南の土地の返還の重要性を再確認し、その実施に向けた取組を継続する決意を強調した。日本政府としては、引き続き沖縄の負担軽減に取り組むとともに、一日も早い普天間飛行場の返還が実現できるよう、全力で努力し、辺野古への移設を法令に基づいて粛々と進めていく。

さらに、同共同報道発表では、日米両政府は、2013年10月の「2+2」共同発表以降の再編及び影響の軽減に関する措置を歓迎した。具体的には、2014年中に、以下の措置を実施した。

7月から8月にかけて、空中給油機KC-130全15機の普天間飛行場から岩国飛行場への移駐が行われた。これは1996年の沖縄に関する特別行動委員会(SACO)最終報告が公表されて以来、18年越しの課題であった

が、日米の負担軽減努力が実を結んだものである。3月には、沖縄本島の東方沖合にあるホテル・ホテル訓練区域の一部における使用制限の一部解除について、日米合同委員会において合意に至った。また、同月、米軍再編にかかる訓練移転の拡充について、三沢対地射爆撃場を使用した空対地射爆撃訓練を追加することについて、日米合同委員会において合意した。本合意に基づく訓練移転は、嘉手納飛行場における騒音軽減につながることから、沖縄の負担軽減に資する具体的な措置として位置付けられる。さらに、5月から10月にかけて、2013年10月の「2+2」共同発表を踏まえ、米空軍がグアムを拠点に運用しているグローバル・ホーク2機の三沢飛行場へのローテーション展開が行われた。同機の展開は、アジア太平洋地域における米軍の抑止力の維持・向上につながり、日本の安全保障と地域の安定にも寄与するものである。

在日米軍関係経費（日本側負担の概念図）（平成27年度案）



- 注：1 特別協定による負担のうち、訓練移転費は、在日米軍駐留経費負担に含まれるものとSACO関係経費及び米軍再編関係経費に含まれるものがある。
- 2 SACO関係経費とは、沖縄県民の負担を軽減するためにSACO最終報告の内容を実施するための経費、米軍再編関係経費とは、米軍再編事業のうち地元の負担軽減等に資する措置にかかる経費である。一方、在日米軍駐留経費負担については、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を確保していくことが極めて重要との観点から我が国が自主的な努力を払ってきたものであり、その性格が異なるため区別して整理している。
- 3 在日米軍の駐留に関連する経費には、試算額や推計額が含まれている。
- 4 個々の要素に係る数字は億単位で四捨五入したものであり、その計数は符合しないことがある。

(4) 在日米軍駐留経費負担（HNS）

日本は、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を確保していくことが重要であるとの観点から、日米地位協定の範囲内で、在日米軍施設・区域の土地の借料、提供施設整備（FIP）

費などを負担している。このほか、特別協定を締結して、在日米軍の労務費、光熱水料など及び訓練移転費（NLP）を負担している。

(5) 在日米軍の駐留に関する諸問題

日米安保体制の円滑かつ効果的な運用とその要である在日米軍の安定的な駐留の確保のためには、在日米軍の活動が周辺の住民に与える負担を軽減し、米軍の駐留に関する住民の理解と支持を得ることが重要である。特に、在日米軍の施設・区域が集中する沖縄の負担軽減を進める重要性については、日米首脳会談、「2+2」、日米外相会談などの累次の機会に日米双方が確認している。

日本政府は、在日米軍再編に引き続き取り組む一方で、米軍関係者による事件・事故の防止、米軍機による騒音の軽減、在日米軍の施設・区域における環境問題などの具体的な問題については、地元の要望を踏まえ、改善に向けて最大限の努力を払ってきている。

現行の日米地位協定には、環境に関する規定がないことから、2013年12月、日米地位協定を環境面で補足する新たな政府間協定を

作成するための日米協議を開始することで一致した。2014年2月以降、日米間で課長級の交渉会合を9回行い、10月の「日米共同報道発表」にて、日米地位協定を環境面で補足する協定について実質合意に至ったことを公表した。この補足協定は、①日米両国の又は国際的な環境基準のうち、より厳しいものを採用する米国側の基準の発出・維持、②文化財

調査を含む返還予定地の現地調査や環境事故の際の調査のための立入手続の作成・維持といった規定を明確な形で含み、これまでの運用改善とは異なる歴史的意義を有するものである。この報道発表後、関連文書の作成など所要の作業を進め、署名に向けて取り組んでいる。

3 グローバルな安全保障

(1) 地域安全保障

日米同盟の強化や域内外のパートナーとの信頼・協力関係の強化によりアジア太平洋地域の安全保障環境を改善し、日本に対する直接的な脅威を予防することは、日本の国家安全保障の重要な目標である。そのため、日米同盟に加え、アジア太平洋地域において、二国間や多国間の安全保障協力を多層的に組み合わせるネットワーク化することは、同地域の安全保障環境の一層の安定化にとって不可欠である。

日本は、このような認識の下、日本と普遍的価値や戦略的利益を共有する国との協力関係の強化を重視している。2014年8月に開催された日米韓外相会合では、3か国が地域や地球規模の問題を始めとする幅広い分野で、一層緊密に協力していくことの重要性を再確認した。また、11月に開催された日米豪首脳会談では、海上安全保障や防衛装備品・技術などの分野において3か国間の協力を進め、地域の安定を促進していく意思を確認した。特にオーストラリアとは、6月に第5回日豪外務・防衛閣僚協議を開催し、安全保障分野で日豪間の協力をより一層深化させていくことで一致した。ASEAN諸国とは、2014年にはカンボジア、フィリピン、ラオスと外務・

防衛当局間で協議を行うとともに、第5回日・ベトナム戦略的パートナーシップ対話を開催するなど、これまで以上に安全保障協力の維持・強化にも力を入れている。インドとの間でも二国間や米国を含めた3か国での協力の強化に努めており、2014年9月には、東京で日印首脳会談が開催された。

また、アジア太平洋地域の安全保障の観点から、中国やロシアとの間でも、安全保障対話・交流などを通じた信頼関係を増進する必要がある。中国との安定的な関係は地域の平和と安定に不可欠な要素であり、11月に約2年半ぶりの日中首脳会談が行われた。日本は、中国との間では様々なレベルで対話・交流を積み重ねつつ、中国が一方的な現状変更の試みを続けていることについて、事態をエスカレートさせることなく、中国側に自制を求めるとともに、引き続き毅然かつ冷静に対応していく。また、ロシアとの関係では、ウクライナ情勢を踏まえつつ、日本の国益に資するよう進めていく方針であり、2月に外相会談、10月、11月に首脳会談を開催した。

さらに、域外においても、1月にフランスとの間で初めての日仏外務・防衛閣僚会合が日仏間の「特別なパートナー関係」の具体化

として開催された。また、2月に第13回日NATO高級事務レベル協議、3月に第2回日加外務・防衛次官級「2+2」対話、10月に第14回日独外務・防衛当局間協議、11月に第17回日仏外務・防衛当局間協議をそれぞれ開催した。2015年1月には、英国との間でも、初めての外務・防衛閣僚会合が開催された。

多国間の安全保障協力については、日本は、東アジア首脳会議（EAS）、ASEAN地域フォーラム（ARF）、拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）などに参加し、多国間の対話や協力に積極的に取り組んできている。中でもARFは、ASEAN諸国を中心に、北朝鮮も含む26か国・地域などとEUが参加しており、アジア太平洋地域における政治・安全保障問題に関する全域的な対話の場として地域の安全保障環境の向上や信頼醸成の促進を図る上で、重要な国際的フォーラムである。日本は、年次開催される閣僚会合に参加しているほか、災害救援や海上安全保障など個別の分野においてもイニシアティブをとっている¹。

加えて、日本は、政府間対話のみならず、安全保障に関する率直な意見交換の場としてミュンヘン安全保障会議、アジア安全保障会



シャングリラ・ダイアログで基調講演を行う安倍総理大臣
(5月31日、シンガポール 写真提供：内閣広報室)

議（「シャングリラ・ダイアログ」）、北東アジア協力対話（NEACD）といった民間レベルの対話の枠組みも積極的に活用し、アジア太平洋地域や国際社会の平和と安定のための基盤となる信頼醸成の促進に努めている。

5月のシャングリラ・ダイアログでは、安倍総理大臣が基調講演を行った。その際、「海における法の支配の三原則」（①国家は法に基づいて主張をなすべし、②主張を通すために力や威圧を用いない、③紛争解決には平和的収拾を徹底すべき）を提唱するとともに、日本が有するいろいろな支援メニューを組み合わせ、海を守るためのASEAN諸国自身の能力を切れ目なく支援していくことを表明し、各国から大きな支持を得た。

(2) 平和維持・平和構築

ア 現場における取組

(ア) 国連平和維持活動（国連PKO）

国連PKOは、伝統的には、国連が紛争当事者間に立って、停戦や軍の撤退の監視などを行うことにより事態の鎮静化や紛争の再発防止を図り、当事者間の対話を通じた紛争解

決を支援することを目的とした活動である。しかし、冷戦終結以降は、内戦の増加などによる国際環境の変化に伴い、停戦監視などの伝統的な任務に加え、元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰（DDR）、治安部門改革、選挙、人権、法の支配などの分野における支

¹ ARFの個別の分野における日本の取組

- ・災害救援分野：災害救援に関する会期間会合（ISM）の共同議長国を中国、ミャンマーと務める（2013年7月～2016年夏）。
- ・不拡散・軍縮分野：日本で不拡散・軍縮に関するISMを開催（2014年7月）
- ・海上安全保障分野：海上安全保障に関するISMの共同議長国を米国、フィリピンと務める（2014年8月～2017年夏）。
- ・宇宙分野：日本で「第2回ARF宇宙セキュリティワークショップ」を開催（2014年10月）

援、政治プロセスの促進、文民の保護など、多くの任務を与えられている。2014年11月現在、16の国連PKOミッションが中東・アフリカ地域を中心に活動しており、ミッションに従事する軍事・警察要員の総数は10万3,000人を超えている。任務の複雑化・大規模化とそれに伴う人員、装備・機材、財源などの不足という事態を受け、国連を中心に様々な場で国連PKOのより効果的・効率的な実施に関する議論が行われている。

日本は、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の立場から国連PKOへの協力を重視している。

日本は、「国際連合平和維持活動への協力に関する法律」(PKO法)に基づき、1992年以来、計13の国連PKOミッションなどに延べ約1万人の要員を派遣してきた。現在は、国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)に対し、2011年から司令部要員を、2012年からは施設部隊も派遣している。施設部隊は、南スーダンの首都ジュバにおいて、給水活動などの避難民支援や敷地造成などの活動を実施している。2014年10月の閣議において、UNMISSへの要員派遣延長とともに、新たに司令部要員(航空運用幕僚)1人を派遣することが決定された。2013年12月以降の情勢不安定化もあり、南スーダンは独立から3年を経てなお、政治的混乱など大きな課題を抱えており、UNMISSを通じた同国の平和と安定のための取組が引き続き重要である。

また、日本は、国連PKOに関する経験や知見を国際社会に還元している。2013年から2014年まで国連がPKO活動の質の向上を目的として施設部隊の活動に関するマニュアルを作成した際、ワーキンググループの議長国として会合を主催するなど主導的な役割を果たした。このほか、平和構築分野で活躍す

る文民専門家を育成する平和構築人材育成事業(☞参照)やアジア・アフリカ諸国のPKO訓練センターに対する講師などの人材派遣や財政支援も行っている。

さらに、国際社会の平和と安全の維持のため重要性を増しつつも多くの課題に直面する国連PKOを支援するため、2014年9月の国連総会に際して、PKOハイレベル会合(於: ニューヨーク)を共催した。同会合には、提案者であるバイデン米国副大統領を含め、主要な財政貢献国や要員派遣国計31か国から首脳・閣僚らが出席し、国連PKOの支援策について活発な議論を行い、共同声明を発出した。安倍総理大臣も共催者として、①国連PKOへの積極的な参加、②文民部門や女性を含む幅広い分野での能力構築支援、③アフリカにおける早期展開支援について具体的貢献策を表明した。特に、③の早期展開支援は、国連事務局からも極めてニーズの高いものと位置付けられている。このため、2014年度補正予算から約38億円を拠出することとした。

加盟国が議論を深める中、国連事務局もPKOをより効果的かつ効率的なものにするため、大きな取組を始動させた。2014年6月、^{パンギムン}潘基文国連事務総長は、国連PKOの基本的あり方について勧告したブラヒミ報告から15年目の節目を迎える2015年に向け、PKOを含む国連平和活動についての戦略的見直しを行うことを発表し、11月、ハイレベル・パネルを設置した。同パネルは、ミッションの任務や人権の保護・促進、文民の保護、ジェンダーなど国連の平和活動が直面する様々な課題について検討を行い、その結果を提言にまとめる予定である。

(イ) 平和構築に向けたODAなどによる協力

日本は国際協力の一環として、平和構築を

重視しており、ODA大綱においても重点課題の1つとして位置付けている。

平和構築には、紛争の予防や緊急人道支援とともに、紛争の終結、平和の定着や国造りの支援を含めた継ぎ目のない取組が必要となる。日本は、人間の安全保障の視点に立ち、特に以下の国・地域において平和構築支援を進めている。

①アフガニスタン

アフガニスタンの自立と同国を含む地域の安定を支援し、同国を再びテロの温床としないことは、国際社会と日本の平和と安全に関わる最重要課題の1つである。日本は、①治安維持能力の強化、②タリバーンなどの元兵士の社会への再統合、③教育、基礎医療、農業・農村開発、基礎インフラの整備、選挙支援などの分野で、2001年以降、総額約55億米ドルの開発支援を実施してきた。

2014年12月に開催された「アフガニスタンに関するロンドン会合」では、2012年の東京会合で表明された国際社会やアフガニスタン政府双方のコミットメントを再確認した。2014年に同国史上初めて民主的な選挙を通じた政権交代が実現し、ロンドン会合で新政権による改革に向けた強い意志が明確に示された。これを踏まえ、日本は同国の改革に対する努力を引き続き支援していく。

②アフリカ

2013年の第5回アフリカ開発会議（TICAD V）では、北アフリカやサヘル地域におけるテロ対処能力向上のため、2,000人を対象とした人材育成やサヘル地域向け開発・人道支援として1,000億円の支援を表明した。同会議でとりまとめられた「横浜行動計画」では、人間の安全保障の促進のため、「平和と安定・グッドガバナンスの定着」が重点分野

の1つとして位置付けられた。2014年5月にカメルーンで開催された第1回TICAD V閣僚会合では、これらの取組が着実に実施されていることが確認され、アフリカの多くの国から日本の支援に対する感謝の言葉が表明された。

2014年中の平和の定着に対する支援としては、サヘル地域の7か国（セネガル、ナイジェリア、モーリタニア、マリ、ブルキナファソ、ニジェール及びチャド）を対象に、国連薬物犯罪事務所（UNODC）を通じ6億4,200万円を供与した。これにより、テロ対策法整備支援や司法面での地域協力促進、銃器の不法取引予防、捜査・訴追などの法執行・執行機関の能力向上、海上貨物管理能力向上のためのワークショップの開催、調査団の派遣、関連機材の供与などを実施した。北アフリカでは、民主的統治体制への移行に取り組むチュニジアに対し、6億8,700万円を供与し、機材供与により治安機能向上支援を行った。

ソマリアに対しては、2014年3月のハッサン大統領の訪日を機に約4,000万米ドルの支援パッケージを新たに決定した。その中で、治安維持能力の向上を目的に、警察支援、海賊取締・国境管理能力向上、爆発物・地雷処理、平和構築のための行政機関の能力向上といった支援を行っている。治安の安定化は、あらゆる活動の基礎である。このような協力により、ソマリア国民一人ひとりに役立つ支援が着実に実施され、ソマリアの安定、ひいては東アフリカ地域の平和と安定につながることが期待される。

① 国連における取組：平和構築委員会（PBC）

地域紛争や内戦の多くは終結後も再燃することから、終結後に適切な支援を行うことが

極めて重要である。この認識の下、2005年、紛争解決から復旧・社会復帰・復興まで一貫した支援や助言を行うことを目的とし、「平和構築委員会（PBC）」が設置された。PBCは、国連安保理、総会やその他国連関連機関と緊密に連携し、ブルンジ、シエラレオネ、ギニアビサウ、中央アフリカ、リベリア、ギニアの6か国に対し、平和構築における優先課題の特定や戦略の策定に対する助言を行い、その実施を支援している。

日本は、PBC設立時からのメンバーであり、2011年以降は教訓作業部会の議長として、PBCに貢献してきた。同部会において、2014年は、紛争後の国家が国連ミッション撤退時に直面する課題について議論を主導し、本議題は、PBC第1回年次会合（2014年6月）でも中心적으로とりあげられた。同部会の活動報告書は、2015年に実施予定である国連平和構築のあり方全体の見直しに貢献することが期待されている。

また、日本は、PBCと同時期に設立された平和構築基金（PBF）にも総額4,250万米

ドルの拠出を実施しており、第5位の主要ドナー国である（2014年12月現在）。

ウ 平和構築人材育成事業

紛争後の平和構築では、高い能力と専門性を備えた文民専門家の役割が拡大する一方で、担い手の数は十分ではなく、人材の育成が大きな課題となっている。日本は、平和構築の現場で活躍できる日本とアジアの文民専門家を育成すべく、「平和構築人材育成事業」を実施し、2014年度末までに育成した人材は約480人に上る。事業の修了生の多くは、南スーダンやアフガニスタンなど世界各地の平和構築の現場で活躍しており、諸外国や国連などから高い評価を得ている。

また、2014年4月、「平和構築分野に関する有識者懇談会」が、アフリカ諸国の人材育成やジェンダーに関する取組強化などを求める提言を岸田外務大臣に提出した。これを踏まえ、2014年度事業では、アフリカからも研修員を受け入れたほか、ジェンダーをテーマとするワークショップを開催した。

平和構築分野での日本の取組

現場における取組

国際平和協力の推進

- 国連PKOなどへの積極的な貢献
- 多国籍ミッションへの文民派遣

ODAの拡充

- ODA大綱の重点課題の1つとして積極的に推進
- 様々な援助手法及び体制の整備
- 機動的・効率的な援助の実施

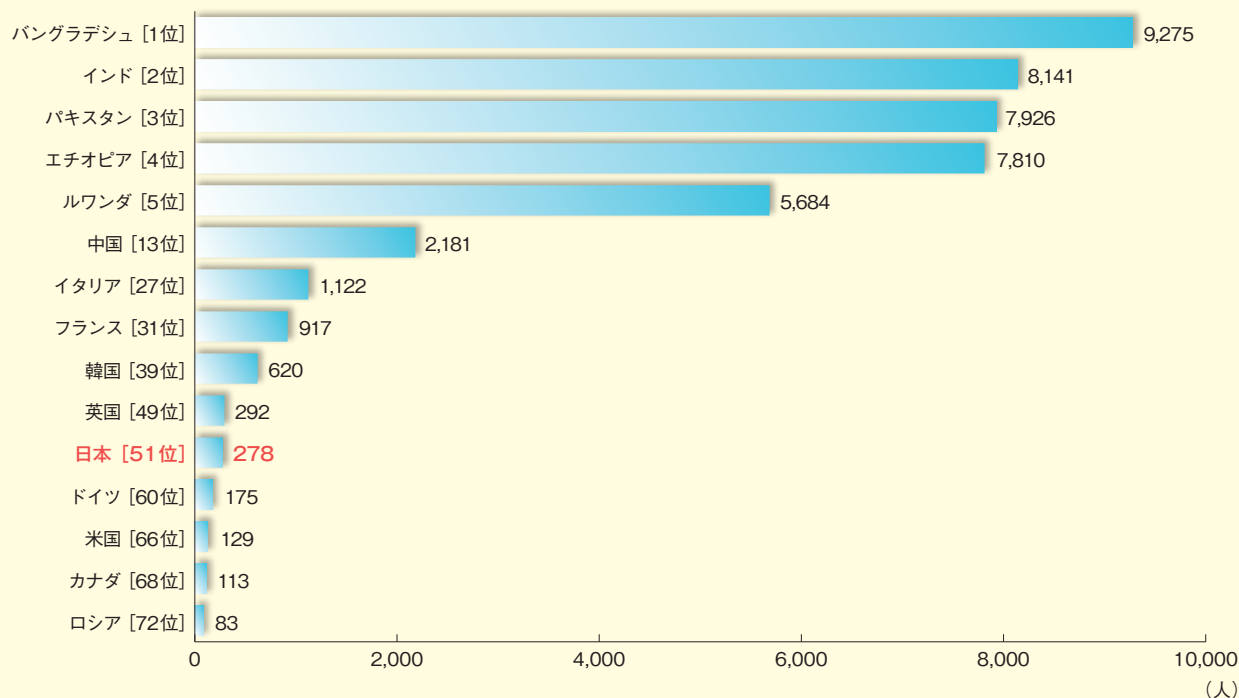
国連における取組

- 平和の定着と国造り、オーナーシップの尊重、人間の安全保障などの理念・アプローチの深化
- 国連平和構築委員会（PBC）及び国連安保理PKO作業部会などにおける知的リーダーシップの発揮

人材育成

- 平和構築人材育成事業の推進・拡充
- アジア・アフリカ諸国のPKO訓練センターへの支援
- 国連PKO幹部要員訓練コースの実施

国連ミッションへの軍事要員・警察要員の派遣状況 ～上位5か国、G8諸国及び近隣アジア諸国～



(注) 日本は、国連ミッションに404人を派遣しているが、このうち、国連によって経費が賄われない要員は国連統計には含まれていない。

出典：国連ホームページなど（2014年11月末現在）



国連PKOに関するハイレベル会合（前列左から安倍総理大臣、カガメ・ルワンダ大統領、潘基文国連事務総長、バイデン米国副大統領、ハシナ・バングラデシュ首相）（9月26日、米国・ニューヨーク 写真提供：内閣広報室）

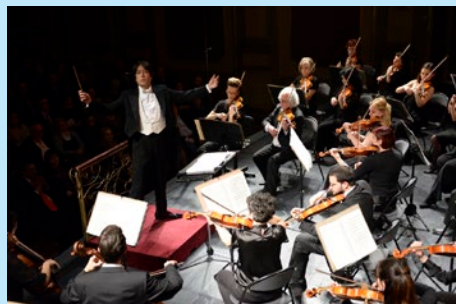


自衛隊施設部隊による南スーダン孤児院訪問（写真提供：防衛省）

 Column

バルカン地域における平和・相互理解促進

ここコソボでも毎日厳しい寒さが続いている。とは言え、私がコソボに初めて来た2006年ごろに比べれば、停電も随分減り、冬でも建物の中にいればきちんとした生活を送ることが可能になった。もうすぐ独立宣言をしてから7年目を迎える。しかし、現在コソボでは昨年から続く経済悪化で、海外への移住を求め、多くの人々がドイツやハンガリーといった先進国に流出し、歯止めが利かない状態になっている。その数はすでに、コソボ全人口の10分の1にも値する



(写真提供：伊藤真司)

20万人近くになっている。コソボの首都プリシュティナだけでも、毎晩、満員の10台のバスが次から次へと職を求めるコソボの人々を乗せて海外へ向かっている。ニュースでは毎日、その家族の子供たちや大人たちが、泣きながら、食べることが出来ない、職がないなどと訴えるインタビューが流れている。コソボフィルの楽団員だって、日々フォルテだのスタッカートだの音楽と共にあるサバイバル的な生活の苦悩は計り知れない。コソボフィルを守る警備員も夜中まで働いて日本円で1日1,000円ほどだ。いや、楽団員なども含め超安月給とはいえ、職があるだけまだましなのかもしれない。楽団員の中でも兄弟の誰かがアフガニスタンの米軍基地内の食堂で働き仕送りをしている。楽団員の中にも外国人と結婚して先進国に移住する者も多くいる。彼らはある意味それだけで人生の成功者のような目で見られる。

私は今月は2つのオーケストラを指揮している。ひとつはセルビア南部にあって私が首席客演指揮者を務めているニーシュ交響楽団、もうひとつは首席指揮者を務めるコソボフィルハーモニー交響楽団だ。同じメンデルスゾーンの交響曲第4番を指揮することになっている。そもそもユーゴスラヴィア時代は、双方のオーケストラの楽団員同士、共に働いていた者もいる。ところが紛争を境に音楽と言えども交流は途絶え、それぞれのオーケストラの音楽家が共に演奏することはなくなってしまった。この2つのオーケストラの音楽家たちと自分だけが自由に交流できることを何となく申し訳なく思ってしまう。ニーシュ交響楽団のコンサートが終わって、コソボフィルへ鉄道で向かう途中、連日続いた雪や雨で川が氾濫し、線路の左右が海の様になってしまい、まるで海の上を列車が走っているようになっていた。列車は徐行運転で恐る恐る進む。去年もセルビアやボスニアで大洪水が起こり、地域の方々は大変な思いをされたと思う。やっとの思いでコソボのプリシュティナにたどり着くと、厳しい寒さが待っていた。



指揮者 柳澤寿男 (写真提供：伊藤真司)

2007年、楽団員の希望もあり、バルカン地域、特に旧ユーゴスラヴィアの民族共栄のためにバルカン室内管弦楽団を立ち上げた。日々の生活の苦悩のなか様々な問題を抱え、移民が若い人々の夢というこの地に、少しでもステータスと思えるオーケストラとしてバルカン室内管弦楽団が存在し、さらにそれぞれの民族の共栄のための音楽の架け橋となっていきたいと願っている。

指揮者 柳澤 寿男

(3) 治安上の脅威に対する取組

ア テロ対策

2014年は、ISIL（イラクとレバントのイスラム国）などのテロによるテロの脅威が増大する中、国際社会が一致してテロ対策を行うことの重要性が再認識された1年であった。ISILは、これまでのテロ組織には見られなかった脅威を国際社会にもたらした。ISILには多数の外国人が戦闘員として参加しており、参加した外国人が母国に帰国後、テロを実行することも懸念されている。このような「外国人テロ戦闘員問題」は、国連を始めとする国際社会でも議論され、国連安保理は、9月24日、決議第2178号を全会一致で採択した。日本も共同提案国に加わったこの決議では、テロ活動への資金の供与などに対する規制などの従来の対応に加え、テロ行為の準備・計画・実行、テロ行為への参加、テロの訓練の提供、テロの訓練を受けることを目的とした、①渡航又は渡航の企図、②渡航への資金提供、③渡航の組織化及び便宜の供与などを国内法で犯罪化することなどが加盟国に対して求められている。

6月のG7ブリュッセル・サミット（於：ベルギー）の際の首脳宣言でも、テロ行為への非難やテロの抑止・対処に向けたあらゆる枠組みにおける協力が再確認された。また、9月のグローバル・テロ対策フォーラム（GCTF）¹の第5回閣僚級会合（於：ニューヨーク（米国））には岸田外務大臣が出席し、ISILによる暴力行為に対する強い非難を表明するとともに、日本の国際テロ対策協力として、ISILなどの過激派組織に対応するための関係国への約2,550万米ドルの追加支援

やナイジェリアへの刑事司法分野における能力向上のための追加支援を新たに発表したほか、GCTFの活動への支持を改めて表明した。

北アフリカ・サヘル地域では、2014年もイスラム・マグレブ諸国のアル・カーイダ（AQIM）などのテロ組織の活発な動きが見られた。2013年にアルジェリアにおけるテロ事件を契機に岸田外務大臣が打ち出した「国際テロ対策の強化」の具体策として、2014年もUNODCなどの国際機関を通じたテロ対処能力向上支援プロジェクトに取り組んだ。このほか、TICAD V支援策の一環として、テロ対策ワークショップを主催した。

また、ARFの枠組みでは、4月にバリ（インドネシア）でARFテロ及び国境を越える犯罪対策・会期間会合（ISM-CTTC）が開催された。また、5月にシンガポールで第9回日・ASEANテロ対策対話を開催し、各国が実施するテロ対策プロジェクトについて議論した。6月にはブルネイで日・ASEANやASEAN+3（日中韓）の枠組みでテロ対策を含む、国境を越える犯罪に関する高級実務者会合を開催した。さらに、11月には、ミャンマーでの日・ASEAN首脳会議において、テロ及び国境を越える犯罪と闘う協力のための日・ASEAN共同宣言が採択された。

二・三国間では、2月に日米豪テロ対策協議（於：アデレード（オーストラリア））、4月に日英テロ対策協議（於：ロンドン（英国））を開催し、テロ情勢についての情報交換、国際場裏での協議など、各国との直接の連携を強化している。

日本は、テロ対処能力が必ずしも十分でな

¹ テロ対策に関する新たな多国間の枠組みとして米国が提唱し、2011年9月に設立。実務者間の経験・知見・ベストプラクティス（成功事例）の共有や、法の支配、国境管理、暴力的過激主義対策などの分野における能力向上支援の実施などを目的とする。G8を含む29か国やEUがメンバー（国連はパートナー）。

い開発途上国などがテロの温床になるのを防ぐため、各国の能力を向上させるための支援を重視している。具体的には、ODAを活用し、①出入国管理、②航空保安、③港湾・海上保安、④税関協力、⑤輸出管理、⑥法執行協力、⑦テロ資金対策、⑧化学・生物・放射性物質・核（CBRN）テロ対策、⑨テロ防止関連諸条約²実施などの分野で、技術協力や機材供与などの支援を行っている。2013年に引き続き、従来の重点地域である東南アジア地域に加え、北アフリカ・サヘル地域においても支援を強化した。

国際的な制裁措置がテロとの闘いにおいて果たす役割は大きい。日本は、外国為替及び外国貿易法に基づいて資産凍結などの措置を実施し、出入国管理及び難民認定法に基づきテロリストなどを退去強制措置の対象とするなど、テロリスト及びテロ組織等に対する制裁措置を定める国連安保理決議を着実に履行している。

こうした中2015年に入ってパリでの銃撃テロ事件やISILによる邦人殺害テロ事件が発生、これを受けて日本は、UNODCのテロ対策法整備支援や国境管理プロジェクトなど1,500万米ドルの中東・アフリカでのテロ対処能力向上支援などを含む「1. テロ対策の強化」、さらに、「2. 中東の安定と繁栄に向けた外交の強化」、「3. 過激主義を生み出さない社会の構築支援」の3つの柱を立てて取組を進めていくこととしている。

2015年2月には、中山外務副大臣がケリー米務長官主催の暴力的過激主義に関する閣僚級会合（於：ワシントン（米国））に出席し、邦人殺害テロ事件における各国の協力への謝意を表明するとともに、同事件を受けた今後の日本外交の包括的取組として、上記の

3つの柱を紹介した。

イ 刑事司法分野の取組

国連の犯罪防止刑事司法会議及び犯罪防止刑事司法委員会は、犯罪防止及び刑事司法分野における国際社会の政策形成の中心機関である。日本は、2014年4月の犯罪防止刑事司法委員会委員国選挙において、2015年から2017年までの委員国に選出されたほか（1992年の発足以来、連続選出）、5月に開催された同委員会において、サイバー犯罪などの国際犯罪対策への取組を紹介するなど積極的に議論に参加している。

日本は、国際組織犯罪分野における国際的な法的枠組みの整備により、国際的な組織犯罪を防止し、これと闘うための協力を促進するために、国際組織犯罪防止条約及び補足議定書の締結について検討を進めている。

2014年度、日本は、UNODCに設置されている犯罪防止刑事司法基金に約52万米ドル拠出することを決定した。UNODCが実施するアジアにおける腐敗対策や人身取引対策、サイバー犯罪対策などに使用されるほか、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）とも連携し、ミャンマーにおける刑事司法改革支援が実施される予定である。

ウ 腐敗対策

2014年、日本は、G7の枠組みを中心に腐敗対策の一環として海外に流出した腐敗収益の没収や元の国への返還を図る「財産回復」の協力を進めた。4月にロンドン（英国）で開催された財産回復ウクライナ・フォーラムに参加したほか、11月にはスイスで開催された第3回財産回復アラブ・フォーラムに参加した。また、財産回復の共助要請国側の能

² テロ防止関連諸条約については、http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/terro/kyoryoku_04.htmlを参照。日本は13のテロ防止関連条約を締結している。

力構築（キャパシティビルディング）支援の必要性を踏まえ、1月には、UNODCを通じて、チュニジア法執行当局を対象に財産回復分野での能力強化を図る研修を実施した。G20の枠組みでは、主にG20腐敗対策作業部会を通じ、実質的所有者の透明性に関するG20ハイレベル原則やG20腐敗対策行動計画2015－2016の策定に参画した。

また、贈収賄、公務員による財産の横領などの腐敗に有効に対処するための措置や国際協力などを規定した国連腐敗防止条約の締結についても検討を進めている。10月には、日本とUNODC、カンボジア政府が共催し、主にアジア太平洋地域の捜査・司法当局実務者を対象とする外国公務員贈賄対策地域会合をシェムリアップ（カンボジア）で開催した。さらに、2014年度補正予算では、アフガニスタン新政権の腐敗対策を支援するため、UNODCのプロジェクトに対して約100万米ドルの拠出を決定した。

エ マネーロンダリング（資金洗浄）・テロ資金供与対策

マネーロンダリングやテロ資金供与対策については、国際的な枠組みである金融活動作業部会（FATF）³が、各国が実施すべき国際的基準や新たな視点からの対策についても議論を進めている。日本は、設立時からのメンバー国として、これらの議論に積極的に参加している。また、2008年の対日相互審査に関し、その後の状況や取組をFATF全体会合において説明している。

オ 人身取引対策

人身取引の手口の巧妙化・潜在化などの近

年の情勢を踏まえ、日本は、「人身取引対策行動計画2009」に基づき、国際捜査共助の充実化や被害者の帰国・社会復帰支援、ODAを活用した国際支援などの国際的な取組に積極的に参画してきた。2014年12月には、「人身取引対策行動計画2014」を新たに策定するとともに、閣僚級の「人身取引対策推進会議」の設置を決定した。また、2月には人身取引対策に関する政府協議調査団をフィリピンに派遣し、両国間の人身取引対策にかかる協力強化などに関する意見交換を行った。さらに、国際移住機関（IOM）への拠出を通じた人身取引被害者の帰国・社会復帰支援も行っている。

カ 不正薬物対策

麻薬委員会（CND）は、薬物分野における国際的な政策形成の中心機関である。2014年3月に開催された第57会期麻薬委員会では、需要削減、供給削減、マネーロンダリング対策、司法協力を重点項目とする2009年政治宣言及び行動計画のハイレベル・レビューが行われた。また、2016年に開催予定の国連麻薬特別総会に向けた活発な議論も行われた。日本は、危険ドラッグ（NPS）に関する近年の取組などを紹介し、また、覚醒剤に焦点をあてたサイドイベントをUNODCと共催した。

5月には、日本とUNODCが共催し、NPSや覚醒剤などに関するUNODCレポート「Global Synthetic Drugs Assessment 2014」の発表会見を東京で行った。8月には、日本の拠出も活用される形でNPS対策ワークショップがミャンマーで開催され、安倍総理大臣の指示で7月に策定された「危険ドラッ

³ 1989年のG7アルシュ・サミット（於：フランス）において、国際的なマネーロンダリング対策の推進を目的に招集された国際的な枠組み。日本を含め、経済協力開発機構（OECD）加盟国を中心に34か国・地域及び2国際機関が参加。マネーロンダリング、テロ資金供与対策や大量破壊兵器の拡散資金対策について各国が実施すべき国際的基準をFATF勧告として定め、勧告の実施に向けた取組が不十分な国・地域を、マネーロンダリングやテロ資金供与の深刻な問題・脅威が認められる国・地域として特定し、公表している。

「グ緊急対策」などについて紹介した。

2014年には、UNODCに設置されている国連薬物統制計画基金に約45万米ドルを拠出し、これまで日本が拠出してきたアジア太平洋地域における合成薬物の分析調査やミャンマーにおける不法ケシ栽培モニタリングなど

を実施していくことを決定した。さらに補正予算により、アフガニスタン及び周辺国（イラン、中央アジア）における国境管理強化や代替作物開発支援、女性中毒患者支援など、UNODCの薬物対策プロジェクトに対し、約250万米ドルを拠出することとしている。

4 軍縮・不拡散・原子力の平和的利用

(1) 概観

日本は、自国の安全を確保・維持し、また、日本国憲法が謳^{うた}っている平和主義の理念を基礎として、平和で安全な世界を目指すため、国際社会の責任ある一員として軍縮・不拡散に取り組んでいる¹。その対象は、大量破壊兵器（一般に核兵器・生物兵器・化学兵器を指す。）、通常兵器、ミサイルを含む運搬手段とそれらの関連物資・技術である。

核兵器については、日本は唯一の戦争被爆国として、「核兵器のない世界」を実現させるべく、様々な外交努力を行っている。現在の国際的な核軍縮・不拡散体制の基礎となっているのは、核兵器不拡散条約（NPT）である。日本は、このNPT体制を維持・強化するために、現実的かつ実践的な提案を打ち出していくとの方針の下、非核兵器国12か国²から成るグループ「軍縮・不拡散イニシ

アティブ（NPDI）」をオーストラリアと共に主導している。具体的には、2015年NPT運用検討会議準備委員会への作業文書の提出や共同ステートメントの発表などの具体的貢献を行っている。

核兵器以外の大量破壊兵器である生物兵器や化学兵器、また、通常兵器についても、関連する条約の運用の強化と普遍化に向けた努力を行っている。

このほか、ジュネーブ軍縮会議（CD）における兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）などの新たな条約交渉の開始や国際原子力機関（IAEA）³の保障措置⁴の強化・効率化に向けて取り組んでいる。

各種の国際輸出管理レジームや「拡散に対する安全保障構想」（PSI）⁵、核セキュリティ強化⁶に向けた取組についても積極的に参画

1 より詳細な日本の核軍縮・不拡散分野の政策については2013年発行の「日本の軍縮・不拡散外交（第六版）」（外務省編http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/gun_hakusho/2013/index.html）を参照

2 2010年9月に日本とオーストラリアが立ち上げ、カナダ、チリ、ドイツ、ポーランド、メキシコ、オランダ、トルコ、アラブ首長国連邦（UAE）、フィリピン及びナイジェリアの計12か国が参加

3 IAEAは、原子力の平和的利用を促進するとともに、原子力が平和的利用から軍事的利用に転用されることを防止することを目的とし、1957年に設立された。事務局はウィーンに設置されている。最高意思決定機関は全加盟国で構成され年1回開催される総会である。総会に対して責任を負うことを条件に、35か国で構成される理事会がIAEAの任務を遂行する機関として機能している。2014年12月現在、162か国が加盟。天野之弥氏が2009年12月以降事務局長を務めている。

4 IAEAが各国と個別に締結した保障措置協定に基づき、査察などの手段により、核物質が平和的目的だけに利用され、核兵器などに転用されないことを担保するために行われる検認活動（査察、各国の計量管理（核物質の在庫量の管理）記録のチェックなど）。NPT締約国たる非核兵器国は、NPT第3条に基づき、IAEAとの間で保障措置協定を締結し、国内の全ての核物質について保障措置（包括的保障措置）を受け入れることが求められている。

5 PSIとは、大量破壊兵器などの拡散防止のため各国が国際法・各国国内法の範囲内で共同してとり得る措置を実施・検討するための取組で、2003年5月に発足。2014年12月現在104か国が、PSIの活動に参加・協力している。2014年8月には、2018年に日本がPSI海上阻止訓練の主催国となることを見据え、米国主催PSI阻止訓練「Fortune Guard 2014」へ積極的に参加するとともに、同年5月の米国主催オペレーション専門家会合（OEG）へも参加した。

6 核物質等がテロリストやその他の犯罪者の手に渡ることを防ぐための措置

している。

さらに、二国間の対話を通じた軍縮・不拡散外交も積極的に行っており、二国間原子力協力協定の締結などによる原子力の平和的利

用の促進や原子力の安全なライフサイクル実施のための協力など⁷、その活動は多岐にわたっている。

(2) 核軍縮

ア 核兵器不拡散条約（NPT）

2010年のNPT運用検討会議で合意されたNPTの3本柱（①核軍縮、②核不拡散、③原子力の平和的利用）に関する将来に向けた具体的な行動計画を各国が着実に実施していくことが重要である。次回の2015年NPT運用検討会議に向けて、2014年にニューヨークで第3回準備委員会が行われた。なお、同行動計画で2012年に開催することとなっていた中東非大量破壊兵器地帯設置構想に関する国際会議は、2014年中も開催の目途が立たず引き続き懸案となっている。

イ 軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）

NPDIは、メンバー国の外相自身による関与の下、現実的かつ実践的な提案を通じ、核兵器国と非核兵器国の橋渡しの役割を果たし、軍縮・不拡散分野における国際社会の取

組を主導している。2014年4月には日本では初めての開催となる外相会合（第8回）が広島において開催された。同会合は出席者が被爆の実相に触れる機会となるとともに、NPDI各国として「核兵器のない世界」に向けた議論をこれまで以上に積極的に行うまたとない機会となった。また、日本が提案する、全ての種類の核兵器削減、核軍縮交渉の多国間化、核軍縮努力を行っていない国に対する核戦力の削減の要求、透明性の向上など、現実的かつ実践的な措置につき合意を得た。さらには、2015年NPT運用検討会議に向け、NPDIとして、国際社会をリードしていくため引き続き協力して今後の戦略を検討していくことで意見が一致した。なお、この外相会合に先立ち、岸田外務大臣は2014年1月、長崎で日本の核軍縮・不拡散に関するスピーチを行った。



第8回NPDI外相会合（4月11日～12日、広島）

ウ 包括的核実験禁止条約（CTBT）⁸

日本は、核軍縮・不拡散体制を支える重要な柱であるCTBTの早期発効を重視し、未批准国への働きかけなどの外交努力を継続している。日本は、他のCTBTフレンズメンバー国と共に、2014年9月、国連本部において第7回CTBTフレンズ外相会合を主催した。

⁷ 原子力潜水艦解体作業で取り出された原子炉区画を長期陸上保存するために必要な機材を供与（2012年）

⁸ 宇宙空間、大気圏内、水中、地下を含むあらゆる場所における核兵器の実験的爆発及び核爆発を禁止。1996年に署名開放されたが、2014年12月現在、条約発効のために批准が必要な国（発効要件国）全44か国のうち、中国、エジプト、イラン、イスラエル、米国が未批准、インド、北朝鮮、パキスタンが未署名のために未発効となっている。

工 兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT: カットオフ条約)⁹

CDにおけるFMCTの交渉がパキスタンの反対により開始されていないことを受け、2012年に国連総会で設置が決定されたFMCTに関する政府専門家会合 (GGE) は2014年にも開催された。日本からは須田明夫元軍縮代大使が日本政府専門家としてGGEに参加しており、FMCTの交渉開始に資する議論となるよう貢献している。

オ 軍縮・不拡散教育

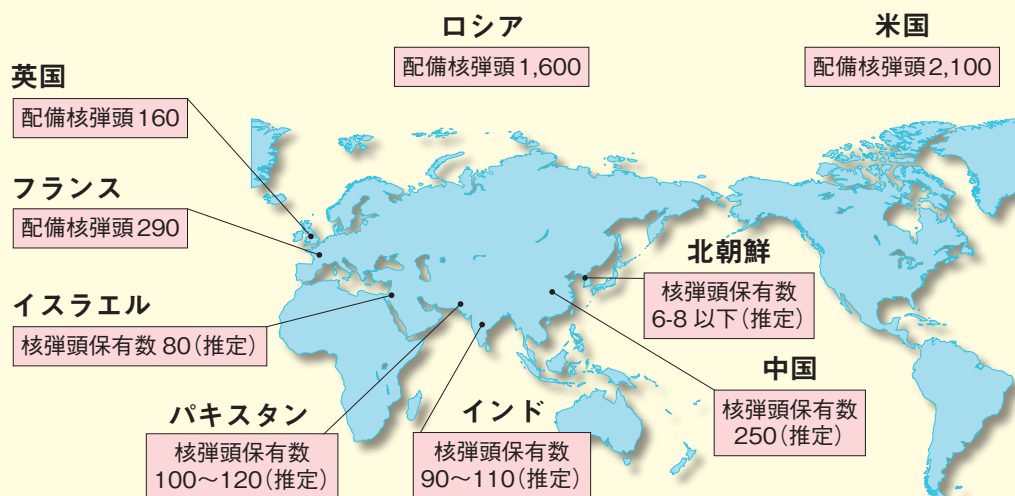
近年、軍縮・不拡散問題への取組を推進する上で、市民に対する軍縮・不拡散についての教育の重要性が国際社会に広く認識されてきている。日本は、唯一の戦争被爆国として、軍縮・不拡散教育を積極的に推進している。具体的には、被爆証言の多言語化、各国若手外交官の被爆地研修の実施、NPT運用検討会議のプロセスにおける作業文書の提出や演説を実施している。このほか、被爆経験者を「非核特使」に委嘱し、国際会議な

どで被爆体験証言をするなど被爆の実相を国内外に伝達する活動を政府として後押ししている。さらに、日本における国連軍縮会議の開催に際した協力なども行っている。近年被爆者が高齢化する中、これまでの「非核特使」制度に加えて、新たに若い世代を対象とした「ユース非核特使」制度を創設し、広島・長崎の被爆の実相を世代を越えて語り継いでいく取組にも重点を置いている (詳細については169ページの特集参照)。

カ その他の多国間での取組

2014年9月、核兵器の全面的廃絶のための国際の日に関する国連総会非公式会合が開催され、日本から岸田外務大臣が出席した。また、10月、国連総会第1委員会においてニュージーランド及びオーストラリアがそれぞれ行った核兵器の人道的結末に関する共同ステートメントに、前年に引き続き参加した。また、12月にウィーン (オーストリア) で開催された第3回核兵器の人道的影響に関する会議については、政府関係者のみなら

世界の核弾頭数の状況 (2014年)



出典：SIPRI (ストックホルム国際平和研究所) 2014年版

⁹ 核兵器その他の核爆発装置製造のための原料となる核分裂性物質 (高濃縮ウラン及びプルトニウムなど) の生産を禁止することにより、核兵器の数量増加を止めることを目的とする条約構想

ず、専門家や被爆者が参加するオールジャパンの体制で会議に貢献した。さらに、第69回国連総会においては、12月、日本が1994年以降毎年提出している核軍縮決議案が過去最多の116か国の共同提案国を集め、賛成170、反対1（北朝鮮）、棄権14と圧倒的多数の支持を得て採択された。

キ その他の二国間での取組

核軍縮・不拡散や環境汚染防止の観点から、日露非核化協力委員会を通じ、ロシアにおける退役原子力潜水艦解体関連の協力を実施している¹⁰。また、ウクライナやカザフスタンとの間でそれぞれ設立した非核化協力委員会を通じ、核セキュリティ強化に資する協力を実施している¹¹。

(3) 不拡散

ア 大量破壊兵器などの拡散防止の取組

日本は、不拡散体制の強化のために様々な外交努力を行っている。まず、IAEA理事會指定理事国¹²として、その活動に人的・財政的貢献を行っている。国際的な核不拡散体制の中核的な措置であるIAEAの保障措置については、日本は、より多くの国が追加議定書¹³を締結すべくIAEAが主催する地域セミナーへの人的・財政的支援を含め、IAEAと協力し、様々な協議の場で各国に働きかけている。

輸出管理レジームは、兵器やその関連汎用品・技術の供給能力を持ち、適切な輸出管理を支持する国々による協調のための枠組みである。核兵器、生物・化学兵器、ミサイル¹⁴、通常兵器それぞれの輸出管理レジームに、日本は全て参加し、貢献している。特に、原子力供給国グループ（NSG）に対して

は、在ウィーン日本政府代表部が事務局の役割を果たしている。

また、日本は「拡散に対する安全保障構想（PSI）」の取組を重視しているほか、不拡散体制への理解促進と取組の強化を目指し、アジア不拡散協議（ASTOP）¹⁵やアジア輸出管理セミナー¹⁶を通じ、アジア諸国を中心に地域的取組の強化のための働きかけを行っている。さらに、ロシアや中央アジアなどで大量破壊兵器やその運搬手段の研究開発に関与していた科学者などを国際科学技術センター（ISTC）を通じて平和目的の研究に従事させるなど、大量破壊兵器に関する知識・技能の拡散防止と国際的な科学協力に貢献している。

イ 地域の不拡散問題

北朝鮮の核・ミサイル開発の継続は、国際社会の平和と安全に対する重大な脅威であ

¹⁰ 退役原子力潜水艦解体事業「希望の星」は、2002年のG8カナナスキス・サミット（於：カナダ）において合意された「G8グローバル・パートナーシップ」の一環として実施され、2009年12月までに計6隻を解体して完了した。2010年8月からは、解体した原子力潜水艦の原子炉区画を安全に保管するため原子炉区画陸上保管施設の建設に対する協力を実施した。現在は完了した事業の事後評価などのフォローアップを行っている。

¹¹ 2011年1月、日・ウクライナ核兵器廃棄協力委員会を通じ、ハリコフ物理化学研究所核セキュリティ強化、さらに、同年11月、日・カザフスタン核兵器廃棄協力委員会を通じ、カザフスタン核セキュリティ防護資機材整備に対する協力をそれぞれ実施した。現在は完了した事業の事後評価などのフォローアップを行っている。

¹² IAEA理事會で指定される13か国。日本を始めG8などの原子力先進国が指定されている。

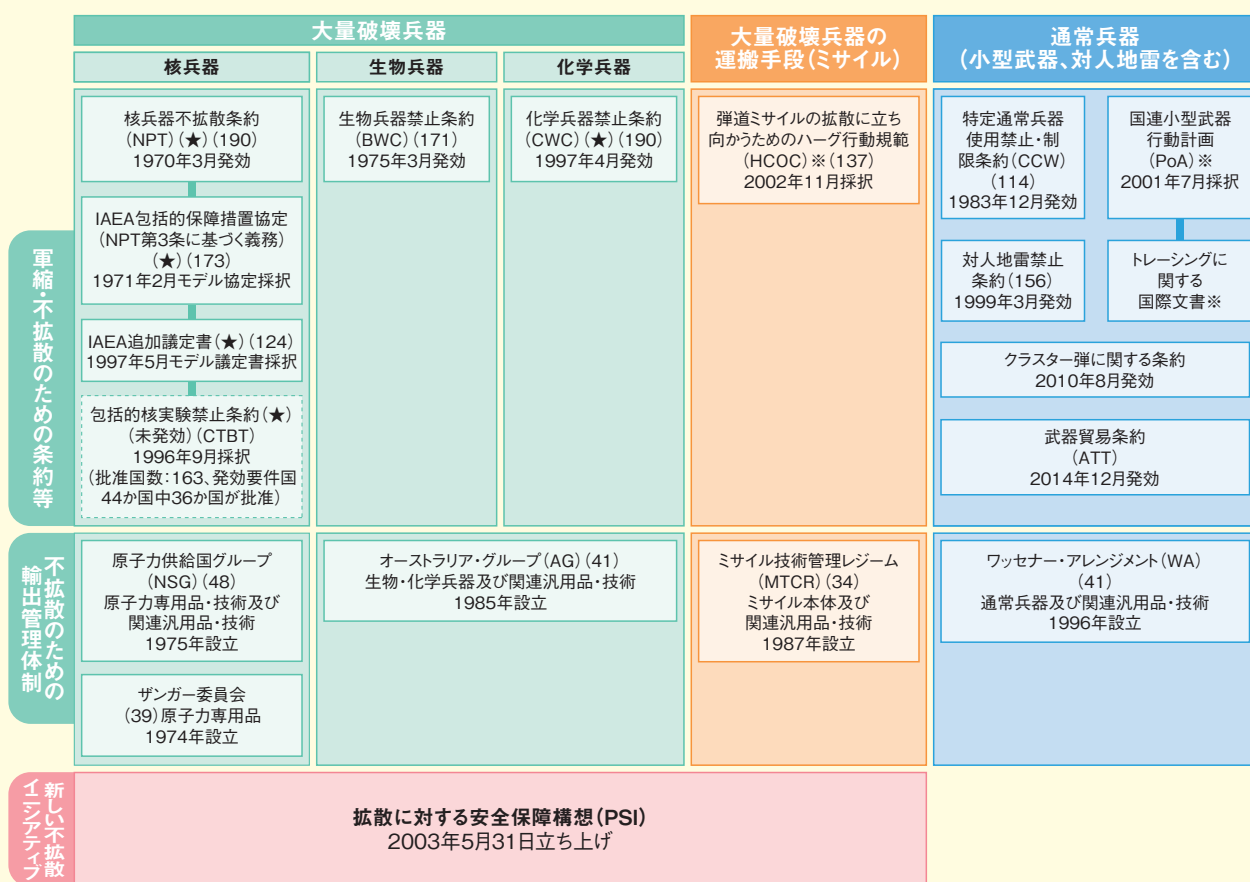
¹³ 包括的保障措置協定に追加して、各国がIAEAとの間で締結する議定書。追加議定書の締結により、IAEAに申告すべき原子力活動情報の範囲が拡大されるなど、検閲活動が強化される。2014年12月現在、124か国が締結

¹⁴ 弾道ミサイルに関しては、輸出管理体制のほかにも、その開発・配備の自制などを原則とする「弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範」（HCOC）があり、日本は2013年5月から1年間議長国を務めた。

¹⁵ 日本のほか、ASEAN10か国、中国、韓国、米国、オーストラリア、カナダ及びニュージーランドが参加し、アジアにおける不拡散体制の強化に関する諸問題について議論を行う日本主催の多国間協議。最近では2015年1月に開催された。

¹⁶ アジア諸国・地域の輸出管理当局関係者などの参加により、アジア地域における輸出管理強化に向けて意見・情報交換をするセミナー。1993年から毎年東京で開催しており、2014年は2月に開催し、44か国・地域・機関が参加した。

大量破壊兵器、ミサイル及び通常兵器（関連物質などを含む）の軍縮・不拡散体制の概要



(注1) 図表中の(★)は検証メカニズムを伴うもの

(注2) () 内の数字は2014年12月現在の締結・批准・加盟国数

(注3) 通常兵器に関しては、このほかに移転の透明性向上を目的とする国連軍備登録制度が1992年に発足

(注4) ※は政治的規範であって法的拘束力を伴う国際約束ではない。

り、特に核開発は国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦である。2002年10月に北朝鮮がウラン濃縮計画の存在を認め、これを契機に核問題が再び深刻化した¹⁷。2007年には、六者会合において、共同声明の実施のための「初期段階の措置」及び同「第二段階の措置」が採択されたが、まもなく、北朝鮮はこれらの文書に定められた措置の中断を発表し、さらに、2010年11月には、訪朝したヘッカー・スタンフォード大学教授らに、「ウラン濃縮施設」などを視察させた。

北朝鮮は、2013年2月には3度目となる核実験^{ヨンビョン}を強行し、4月には寧辺の核施設の再稼働の意思を表明した。

2014年に入ってから、北朝鮮は数次にわたり弾道ミサイルを発射した。また、同年9月のIAEA事務局長報告によれば、黒鉛減速炉に関連する水蒸気の排出などの兆候や、ウラン濃縮施設とされる施設についての増築の動きが確認されるなど、核・ミサイル開発を継続している。日本は、引き続き、米韓を含む関係国と緊密に連携しつつ、北朝鮮に対し、ウラン濃縮活動の即時停止を含め、全ての核兵器及び既存の核計画の放棄に向けた措置などを着実に実施するよう強く求めていく（詳細については第2章第1節1. (1)「北朝鮮（拉致問題を含む。）」参照）。

また、イランの核問題も、国際的な核不拡

¹⁷ 2003年1月、北朝鮮はNPTから脱退することを通告し、その後、1994年10月に米朝間で署名された「合意された枠組み」の下で凍結していた5メガワット黒鉛減速炉を再稼働させ、使用済み核燃料棒の再処理を再開した。

散体制における重大な課題である。2003年以降、イランに対し、ウラン濃縮関連活動の停止などを求めるIAEA理事会決議¹⁸及び国連安保理決議¹⁹が採択されてきたにもかかわらず、イランはウラン濃縮関連活動を継続していた。しかし、2013年8月にローハニ政権が発足して以降、その姿勢に変化が現れ、同年11月には、EU3（英仏独）＋3（米中露）による制裁の一部解除に対し、イランが、5%を超えるウラン濃縮活動の停止、20%濃縮ウランの5%への希釈又は転換、アラク重水炉の活動の進展の停止を行うことなどからなる「共同作業計画の第1段階の措置」²⁰を含む合意に至った。その後、包括的解決に向けて交渉が行われたが、妥結には至らず、2014年11月には、2015年6月末まで交渉期限が延長された。

日本は、問題の平和的・外交的解決を求めており、米国を始めとするEU3+3などと緊

密に連携しながら、イランとの伝統的友好関係に基づく働きかけを継続している。2014年3月のザリーフ・イラン外相の訪日時には、岸田外務大臣から、IAEA追加議定書の批准などIAEAとの完全な協力を求めた。9月の日・イラン首脳会談においても、安倍総理大臣から、EU3+3との交渉にイラン側が柔軟性を持って臨むよう働きかけた。また、IAEAとの関係においては、イラン側が軍事的側面の可能性²¹に関連する措置を期限までに実施していないなどの状況があるが、日本は、引き続き、全ての未解決の問題の解明に向け、IAEAへの完全な協力をイランに対し求めていく。

シリアについては、2011年、IAEA理事会は、デイル・エッゾールの施設における未申告での原子炉建設がIAEA保障措置協定下の違反を構成することを認定した。シリアがIAEAに対して完全に協力し、事実関係が解

18 2003年9月のIAEA理事会決議や10月のEU3（英国、フランス、ドイツ）とのテヘラン合意を受け、イランは濃縮関連活動の停止の約束のほか、保障措置に関する正措置やIAEA追加議定書の署名など一時的には前向きな対応を見せたものの、ウラン濃縮関連活動を継続した。

19 これまでイランの核問題に関連し、累次の国連安保理決議が採択されているが、これらの決議は、国連憲章第7章下で、イランに対し、全ての濃縮関連・再処理活動及び重水関連計画の停止、未解決の問題の解決などのため、IAEAに対するアクセス及び協力を提供することを義務付け、また、追加議定書の迅速な締結を要請しており、決議第1835号は、イランに対しこれら4本の決議の義務を遅滞なく遵守するよう求めている。また、決議第1737、1747、1803号は、核関連物資の対イラン禁輸やイランの核・ミサイル関連個人・団体の資産凍結などの憲章第7章第41条下のイランに対する措置を含んでおり、決議第1929号は、イランに対する追加的な措置として、武器禁輸の拡大、弾道ミサイル開発の規制、資産凍結・渡航制限対象の拡大、金融・商業分野、銀行に対する規制の強化、貨物検査などの包括的な措置を含んでいる。

20 【第一段階の措置】

＜イランによる措置＞

- ・5%を超える濃縮活動を停止
- ・不拡散20%濃縮ウランの5%への希釈又は酸化ウランへの転換
- ・濃縮能力増強の停止（新型遠心分離機や濃縮施設の新設禁止）
- ・低濃縮ウランの貯蔵量の増加を禁止
- ・アラク重水炉の活動の進展を禁止
- ・IAEAの査察を強化

＜EU3＋3による措置＞

- ・限定的、一時的、対象を限定した、可逆的な制裁解除
- ・金・貴金属、石油化学分野、自動車分野での禁輸措置の解除
- ・航空分野における制裁解除（安全面での修理部品供給等）
- ・イラン産原油輸入量を現在の相当程度削減した水準で維持
- ・6か月間、核計画に対する新たな制裁措置の実施見送り
- ・人道取引の促進と決済ルートの確立

【最終段階の包括的合意の措置（要素）】

- ・不拡散国連安保理、複数国あるいは一国による核分野での制裁の包括的解除
- ・双方で合意する濃縮プログラム（実際の需要に合致した、双方で合意する諸要素から成るもの。濃縮活動の範囲、レベル、能力、場所、濃縮済みウラン貯蔵量について合意される制約の中で、合意された期間の間認められるもの）
- ・アラクにおける原子炉に関連する懸念を完全に解決し、再処理をせず、再処理能力を有する施設を建設しない。
- ・合意された透明化措置及び強化された監視の完全実施と、追加議定書の批准及び実施
- ・近代的な軽水炉・研究炉及び関連施設の取得を含む国際的民生原子力協力への参加と核燃料の供給

全期間にわたって最終段階の包括的解決を成功裡に実施した場合、イランの原子力プログラムはNPTの非核兵器国と同様に扱われる。

21 PMD（Possible Military Dimensions：軍事的側面の可能性）

2011年11月、IAEAは、イランの核活動に関し、十数項目からなる「軍事的側面の可能性」を事務局長報告として指摘。以降、現在に至るまで、本件はイランとIAEAとの協議における重要な論点として扱われてきた。

明されるためにも同国が追加議定書を署名・批准し、これを実施することが極めて重要で

ある。

(4) 原子力の平和的利用

ア 多国間での取組

近年、国際的なエネルギー需要の拡大や地球温暖化問題への対処の必要性などから、原子力発電の拡充や新規導入を計画する国が増加している。東京電力福島第一原子力発電所の事故後も、原子力発電は国際社会における重要なエネルギー源となっている。

一方、原子力発電に利用される技術や機材、核物質は軍事転用が可能であり、また一国の事故が周辺諸国にも大きな影響を与え得る。このことから、原子力の平和的利用に当たっては、①保障措置（を始めとする不拡散の取組）、②原子力安全（原子力事故の防止に向けた安全性の確保など）、③核セキュリティ（核テロ対策）の「3S」の確保が重要である。日本はこれまで、二国間、多国間の枠組みを通じて、「3S」確保の重要性に関する国際社会の共通認識を形成するための外交を展開している。

また、東京電力福島第一原発事故の経験と教訓を世界と共有し、国際的な原子力安全の向上に貢献していくことは日本の責務である。この観点から、福島県に指定した「IAEA緊急時対応能力研修センター（IAEA・RANET・CBC）」において、2014年4月、11月に国内外の関係者を対象に、緊急事態の準備や対応の分野における訓練活動に関する研修を実施している。福島第一原発の状況については、国内のみならず、国際社会に対する適時適切な情報発信が重要である。この観点から、日本は、福島第一原発の廃炉作業・汚染水対策の進捗、空間線量や海洋中の放射能濃度のモニタリング結果、食品の安全

といった事項について、IAEAを通じて包括的な報告を定期的に公表している。このほか、外交団に対する説明会の開催や在外公館を通じた情報提供などを行っている。

また、汚染水問題も含め、福島第一原発の廃炉は、世界にも例がない困難な作業の連続である。日本としては、国内のみならず、IAEAを始めとする世界の技術や叡智^{えいち}を結集して、その解決に取り組むこととしている。この関連では、2014年9月及び11月にはIAEA海洋モニタリング専門家の受入れを実施した。加えて放射線影響に関しては、同じく9月及び11月に原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）が、福島県や都内においてセミナーやワークショップを開催するなど、国際社会との連携・協力を進めている。

日本は開発途上国を中心とした国際社会における原子力の平和的利用の促進を重視する観点から、IAEA技術協力基金への拠出や平和利用イニシアティブ（PUI）を通じた支援を実施してきている。その中でも、特に、原子力科学技術を活用した医療や農業など、非発電分野での原子力の平和的利用の促進を重視している。また、発電分野においても放射線防護の強化に貢献するなど、原子力の平和利用の促進を通じて開発途上国の社会的・経済的な発展に貢献している。原子力事故の被害者の迅速かつ公平な救済・賠償の充実や法的予見性の向上などに資する、原子力損害の補完的な補償に関する条約（CSC）については、2014年11月に国会の承認を得、2015年1月に締結した。日本の締結によりこの条

約は2015年4月15日に発効し、国際的な原子力損害賠償制度の構築が進展することになる。

イ 二国間原子力協定

二国間原子力協定は、特に原子力の平和的利用の推進と核不拡散の確保の観点から、原子炉のような原子力関連資機材などを移転するに当たり、移転先の国からこれらの平和的利用などに関する法的な保証を取り付けるために締結するものである。

また、日本は、「3S」を重視する観点から、最近の原子力協定においては、原子力の安全面に関する規定も設けており、協定の締結により、原子力安全の強化などに関する協力の促進も可能となる。

福島第一原発の事故後も、日本の原子力技術に対する期待が、引き続き複数の国から表明されている。二国間の原子力協力については、同事故に関する経験と教訓を世界と共有することにより、国際的な原子力安全の向上に貢献していくことが日本の責務である。この認識の下、日本は、相手国の事情や意向を踏まえつつ、世界最高水準の安全性を有する原子力関連資機材・技術を提供していく考えである。このため、原子力協定の枠組みを整備するかどうかについては、核不拡散の観点

や、相手国の原子力政策、相手国の日本への信頼と期待、二国間関係などを総合的に踏まえ、個別具体的に検討していくこととしている。

なお、日本は、2014年末現在、米国、英国、カナダ、オーストラリア、フランス、中国、欧州原子力共同体（EURATOM）、カザフスタン、韓国、ベトナム、ヨルダン、ロシア、トルコ、アラブ首長国連邦（UAE）との間でそれぞれ原子力協定を締結している。

ウ 核セキュリティ

ソ連崩壊後、核物質の防護に対する関心が高まり、また2001年の米国同時多発テロを受け、核物質その他の放射性物質を使用したテロ活動を防止するための「核セキュリティ」について、IAEAや国連、有志国による各種の取組を通じて国際協力が強化されている。

特に、オバマ米国大統領が提唱して開始された核セキュリティ・サミットの第3回会合が2014年3月にハーグ（オランダ）で開催され、53か国4機関が出席した。日本からは、安倍総理大臣が出席した（詳細については168ページの特集参照）。

また、6月には、日本は「核物質の防護に関する条約の改正」の受諾について国会の承認を得、受諾書をIAEAに寄託した。

(5) 生物兵器・化学兵器

ア 生物兵器

生物兵器禁止条約（BWC）²²は、生物兵器の開発・生産・保有などを包括的に禁止する唯一の多国間の法的枠組みである。条約遵守の検証手段に関する規定がなく、条約をいかに強化するかが課題となっている。

2014年は、8月に専門家会合が、また、12月に締約国会合が開かれた。日本は、専門家会合において、バイオ危機管理対策にかかる法体制本来の目的から外れ悪用・誤用され得るという二重用途性（デュアル・ユース）を有するバイオ技術・生物剤の研究への対応状

²² 1975年3月発効。締約国数は171か国（2014年12月現在）

況、今後の課題などに関する専門家による発表を行うなど、条約強化のための議論に貢献した。

イ 化学兵器

化学兵器禁止条約（CWC）²³は、化学兵器の開発・生産・保有・使用などを包括的に禁止し、既存の化学兵器の全廃を定めている。条約の遵守を検証制度（申告と査察）によって確保しており、大量破壊兵器の軍縮・不拡散に関する国際約束としては画期的な条約である。CWCの実施機関として、ハーグ（オランダ）に化学兵器禁止機関（OPCW）が設置されている。OPCWは、2013年9月以降継続しているシリアの化学兵器廃棄において、国連とともに重要な役割を果たしており、日本はその活動に対して財政的支援を行った。

日本は、加盟国を増やすための協力、条約

の実効性を高めるための締約国による条約の国内実施措置の強化やそのための国際協力につき積極的に取り組んでいる。2014年8月には、ミャンマーの条約批准を促進するためのOPCWの活動の一環である模擬査察に専門家を派遣した。9月には、OPCWのプログラムの下で、日本の化学工場にマレーシア、ブータンからの研修生2人を受け入れ、工場の安全管理などに関する研修を実施した。

また、日本は、CWCに基づき、中国に遺棄された旧日本軍の化学兵器について、国内の老朽化した化学兵器と同様に廃棄義務を負っており、中国と協力しつつ、1日も早い廃棄の完了を目指して最大限の努力を行っている。2014年3月、安倍総理大臣は、ウズムジュOPCW事務局長との会談において、引き続き、中国の協力を得ながら、できる限り早期の廃棄完了を目指し最大限努力していくことを表明した。

(6) 通常兵器

ア クラスター弾²⁴

日本は、クラスター弾の人道上の問題を深刻に受け止め、被害者支援や不発弾処理といった対策を実施するとともに、クラスター弾に関する条約（CCM）²⁵の締約国拡大に向けた取組を継続している。また、ラオスやレバノンなどのクラスター弾の被害国に対し、不発弾処理や被害者支援事業の協力を行っている²⁶。

イ 小型武器

長年多くの犠牲者を出し、事実上の大量破壊兵器とも称される小型武器は、その操作の手軽さゆえに、拡散が続いている。少なくとも年間50万人が小型武器の使用の結果死亡しているとされ、紛争の長期化や激化、治安回復や復興開発の阻害などの一因となっている。日本は、毎年、国連小型武器決議の国連総会への提出を始め、国連における取組に貢献すると同時に、世界各地において武器回収、廃棄、研修などの小型武器対策プロジェ

²³ 1997年4月発効。締約国数は190か国（2014年12月現在）

²⁴ 一般的には、多量の子弾を入れた大型の容器が空中で開かれて子弾が広範囲に散布される仕組みの爆弾及び砲弾のことをいう。不発弾となる確率が高いともいわれ、不慮の爆発によって一般市民を死傷させることなどが問題となっている。

²⁵ クラスター弾の使用、所持、製造などを禁止するとともに、貯蔵クラスター弾の廃棄、汚染地域におけるクラスター弾の除去などを義務付ける条約で、2010年8月に発効した。2014年12月現在の締約国数は、日本を含め86か国

²⁶ クラスター弾対策及び対人地雷対策に関する国際協力の具体的な取組については、政府開発援助（ODA）白書（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index.html>）を参照

クトを支援している。

ウ 対人地雷

日本は、実効的な対人地雷の禁止と被害国への地雷対策支援の強化を中心とした包括的な取組を推進している。アジア太平洋地域各国への対人地雷禁止条約（オタワ条約）²⁷締結の働きかけに加え、1998年以降、50か国・地域に対して、南南協力を含め約580億円を超える地雷対策支援（地雷除去、被害者支援など）を実施してきている。

2014年6月には、モザンビークでオタワ条約第3回検討会議が開催された。同会議では、貯蔵地雷廃棄、埋設地雷除去、被害者支援などの分野において、締約国が引き続き取り組むべき今後5年間の具体的な行動が記載された「マプト行動計画」などの成果文書が採択された。日本は、同会議の地雷除去セッションでモザンビークと共に地雷除去常設委員会

の共同議長を務めた。このほか、2014年1月から2015年12月までの任期で、地雷対策支援のドナー国から成る「地雷対策支援グループ」の議長役を務めている。

エ 武器貿易条約（ATT）

ATT²⁸は、通常兵器の国際貿易を規制するための国際的な共通基準を確立し、不正な取引などを防止することを目的としている。ATTは、2013年4月に国連総会で採択され、2014年9月に条約の発効に必要な50番目の批准書などの寄託が行われて、12月24日に発効した。日本は、以前から実効的で幅広い国の参加が得られる条約の必要性を主張し、交渉において、原共同提案国として積極的かつ建設的な役割を果たしてきた。5月には受諾書の寄託を行い、アジア太平洋地域で最初の締約国となるとともに、同条約未締結の国に対して早期締結を呼びかけている。

²⁷ 対人地雷の使用・生産などを禁止するとともに、貯蔵地雷の廃棄、埋設地雷の除去などを義務付ける条約で、1999年3月に発効した。2014年12月現在の締約国数は、日本を含め162か国

²⁸ 2014年12月現在の署名国は123か国、締約国は54か国

特 集

ハーグ核セキュリティ・サミット

1. 核セキュリティ・サミットとは

2014年3月24日から25日まで、安倍総理大臣はハーグ核セキュリティ・サミットに出席しました。核セキュリティ・サミットとは、地球規模の安全保障に対する緊急の脅威となっている核テロについて首脳レベルで議論することを目的としたものです。オバマ米国大統領が提唱し、2010年4月に第1回が開催されました。

第3回となった今回のサミットには、31か国の首脳を含む53か国4機関が出席しました。これほど多くの首脳が一堂に会する機会は珍しく、このサミットの重要性がうかがえます。



ハーグ核セキュリティ・サミット集合写真（3月24日～25日、オランダ・ハーグ 写真提供：内閣広報室）

2. 今回のサミットの特徴

今回のサミットでは、各国の公式ステートメントの読み上げに終始せず双方向の議論を重視する議長国オランダの意向が反映され、架空のシナリオに基づいて核テロ対策について議論を行う「政策シミュレーション」、首脳同士が随員を交えずにサミットの将来について討議する「首脳リトリート」が新たに行われました。

3. 成果

サミットでは、首脳レベルで活発な議論が交わされました。特に、核物質の最小化について、日本を含む複数の国が具体的な取組を発表したほか、核物質防護条約改正のいち早い発効に向けた取組の加速化や国際原子力機関（IAEA）の役割の重要性などについて多くの国が強調しました。これらの議論を踏まえて、サミットの最後にハーグ・コミュニケが採択されました。

4. 日本としての発信

日本は、核セキュリティ強化策を紹介する安倍総理大臣のビデオメッセージなどをサミット公式ホームページで公開したほか、サミットの開催に合わせて、世界的な核物質の最小化への貢献に関する日米首脳共同声明を発表しました。そのほかにも、核物質防護条約の改正の締結に向けた取組強化や、日本が主導する有志5か国による輸送セキュリティに関する共同声明なども発表しました。なお、日本は、サミット終了後の2014年6月に、核物質防護条約の改正を締結しています。



議場

5. 次回サミットに向けて

日本は核廃絶に向けた世界的な核不拡散・核軍縮の推進のため、核セキュリティの強化に、国内的にも国際的にも尽力しています。これは日本の「積極的平和主義」の実践でもあります。次回サミットに向けて、日本は引き続き、核セキュリティ強化に取り組んでいきます。

Column

高校生平和大使

核兵器のない平和な世界を！

16年続いてきた高校生平和大使の想いを紡ぐため、今年も20名の高校生がスイスへと旅立ちました。

1998年、被爆地の若者の声を世界へ届けようという思いをきっかけに、高校生平和大使の歴史は幕を開け、今年は過去最多の500名が応募、20名の平和大使が選出されました。

私たち第17代高校生平和大使は、外務省から「ユース非核特使」として委嘱され、8月16日から22日までの6日間で、国連欧州本部、UNI Global Union、World YWCAを訪問し、私たちの平和への想いをスピーチしました。

UNI、YWCAでは、様々な国の職員の方々から、高校生が世界に赴き平和活動を積極的に行っていることに刺激を受けている、共に未来の平和を創り上げていきたい、といった感想を頂きました。

その後、私たちは国連欧州本部を訪問しました。

第17代の国連欧州本部訪問は、長崎活水高校2年小柳雅樹さんが軍縮会議で高校生平和大使を代表して民間人初の発言を行う特別なものとなりました。これは、近年停滞気味であったこの会議に大きな刺激を与え、日本国内でも大きく取り上げていただきました。歴代の平和大使たちが築き上げてきた成果でもあり、小さな一歩であっても着実に踏み続け諦めなかったことがこのようなことにつながっていくのだということを改めて感じる事ができる出来事でした。小柳さんのスピーチは、69年前の悲劇を忘れないでほしいこと、被爆三世として次世代に被爆の実相を伝承する決意、自分たち日本の若者には核兵器廃絶を求める責務があるという全ての平和大使の想いを込めた内容でした。

この会議後、軍縮会議事務次長トーマス・マークラムさんとお会いしました。私たちのスピーチ後、核のない世界の実現は困難なことであるが、このような草の根レベルの運動が大きな力を発揮する、私たちの未来は自分たちの手にあるのです、Never Give Up. という激励の言葉を頂きました。

私たちは、若い世代の声に耳を傾け応援して下さる方、大きな期待を寄せて下さる方に出会いました。そんな方々がいる限り私たちは決して歩みを止めません。未来へ平和な世界を継承していくため、また新たに一步を刻んでいきたいと思えます。



高校生平和大使の集合写真（4月27日、広島）



リレートークをする筆者

第17代高校生平和大使

中村 祐里

5 国際公共財（グローバル・コモンズ）

(1) 海洋

力ではなく、法とルールが支配する海洋秩序に支えられた「開かれ安定した海洋」は、日本だけでなく国際社会全体の平和と繁栄に不可欠な公共財であり、これを維持・発展させていくことが必要である。

近年、資源の確保や自国の安全保障の観点から各国の利害が衝突する事例が増えている。特に、南シナ海においては、沿岸国の間で海洋をめぐる争いなどが発生しており、「力」による一方的な現状変更への懸念が高まっている。

このような中、安倍総理大臣が2014年5月のシャングリラ・ダイアログで「海における法の支配の三原則」を提唱するなど、日本は海洋秩序の安定・維持と航行・飛行の自由や安全の確保に尽力している。

A 海洋の秩序

(ア) 日本にとっての海洋秩序の重要性

日本は、四方を海に囲まれた海洋国家であり、石油や鉱物などのエネルギー・資源の輸入のほぼ全てを海上輸送に依存している。また、天然資源の乏しい島国である日本にとって、海洋の生物資源や周辺海域の大陸棚・深海底に埋蔵される海底資源は、経済的な観点から重要である。このため、日本は海洋秩序の安定・維持に積極的に貢献する必要がある。

(イ) 国連海洋法条約（UNCLOS）と日本の取組

海洋法に関する国際連合条約（国連海洋法条約）（UNCLOS）は、「海の憲法」とも呼ばれ、法とルールが支配する海洋秩序の根幹となる条約である。同条約は、航行の自由、上

空飛行の自由を始めとする海洋の利用に関する諸原則や海洋の資源の開発やその規制などに関する国際法上の権利義務関係を包括的に規定している。さらに、同条約に基づき、国際海洋法裁判所（ITLOS）、大陸棚限界委員会（CLCS）や国際海底機構（ISA）という国際機関が設立された。同条約は、2014年に、発効から20周年を迎え、日本を含む166の国（日本が承認していないものも含む）とEUが締結しており、その普遍性が高まっている。

主要な海洋国家である日本にとって、同条約は、日本の海洋権益を確保し、海洋にかかる活動を円滑に行うための礎となるものである。このため、日本は、同条約の更なる普遍化と適切な実施の確保のために、同条約の締約国会議などでの議論に積極的に貢献している。さらに、国内外の著名な国際法学者を招いて、海洋法に関する国際シンポジウムを開催するなど、同条約の下での公正な海洋秩序の構築、維持や発展に尽力している。

(ウ) 国連海洋法条約（UNCLOS）に基づき設置された国際機関に対する日本の貢献

国際海洋法裁判所（ITLOS）は、海洋に関する紛争の平和的解決と、海洋分野における法秩序の維持と発展のために、UNCLOSに基づき設置された裁判所である。海洋国家であり、また、国際社会における法の支配を推進する日本にとって、ITLOSが果たす役割は重要である。日本は、ITLOSに対し、財政的貢献のみならず、裁判官の輩出などの人的貢献も行っている。これまでITLOS裁判官には2人の日本人裁判官が続けて選出さ

れており、2005年に就任した柳井俊二裁判官（2011年から2014年まで同裁判所所長）は、2014年に行われた裁判官選挙において、アジア・太平洋グループの候補者の中で最多の得票で再選された。

また、日本は、同じく同条約に基づき設立された大陸棚限界委員会（CLCS）や国際海底機構（ISA）に対しても、財政的貢献に加え、設立時から継続して委員を輩出して人的貢献も行っている。

イ 海上安全保障

日本は、アジアやアフリカでの海賊対策などの取組や各国との緊密な連携・協力を通じて、航行や上空飛行の自由や安全の確保に積極的に貢献している。

（ア）ソマリア沖・アデン湾における海賊対策

〈海賊・武装強盗事案の現状〉

国際商工会議所（ICC）国際海事局（IMB）の発表によれば、2014年のソマリア沖・アデン湾での海賊・武装強盗事案（以下「海賊等事案」という。）の発生件数は11件となり、2011年のピーク（237件）から大幅に減った。これは、各国海軍などによる海上取締活動、各国商船による自衛措置の実施などの取組によるものといえるが、ソマリア沖海賊を生み

出す根本的原因は未だ解決しておらず、国際社会が取組を弱めれば、状況は容易に逆転するおそれがある。

〈海賊対処行動の延長と護衛実績〉

日本は、2009年からソマリア沖・アデン湾に海上自衛隊の護衛艦2隻（海上保安官が同乗）やP-3C哨戒機2機を派遣し、海賊対処行動を実施している。2014年7月18日、日本政府は、海賊対処法に基づく海賊対処行動を更に1年間継続することを閣議決定した。

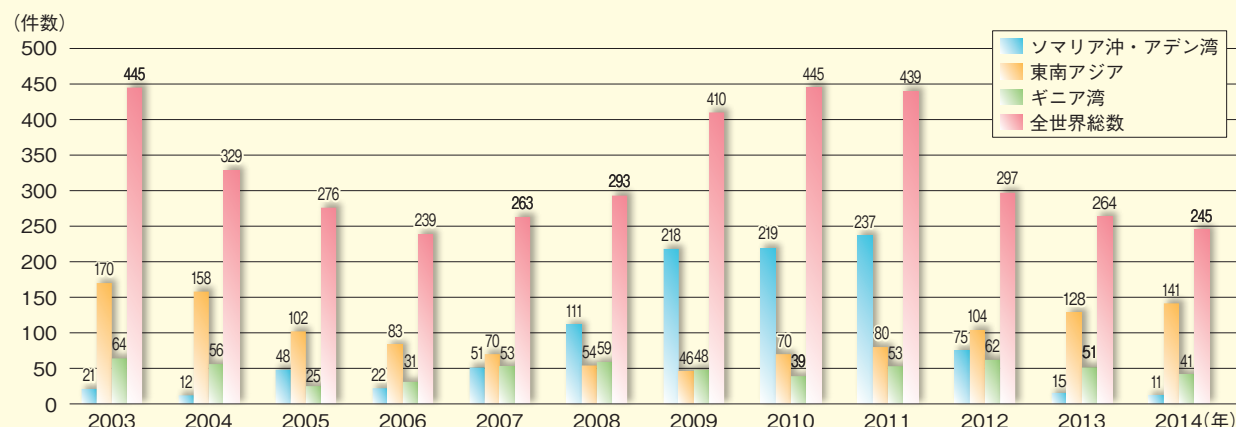
派遣された護衛艦は、2014年1月から12月まで94回の護衛活動で304隻の商船を護衛し、P-3C哨戒機は、216回の任務飛行を行い、警戒監視や情報収集、他国艦艇への情報提供を行った。2014年1月には、自衛隊の情報提供を受けたフランス海軍部隊が不審な船舶に立入検査を行い、海賊5人の身柄を拘束した。

〈海賊対策における国際協力の推進〉

日本は、ソマリア沖海賊を生み出す根本的原因の解決に向けて、ソマリアや周辺国の海上保安能力の向上やソマリアの安定に向けた支援といった多層的な取組を行っている。

日本は、国際海事機関（IMO）の設置した基金に1,460万米ドルを拠出し、イエメン、ケニアやタンザニアへの情報共有センターの設置や地域における能力構築のための訓練センター（ジブチ）の建設を支援している。ま

全世界の海賊等事案発生件数（国際海事局（IMB）年次報告による）



た、国連開発計画（UNDP）が管理する国際信託基金に450万米ドルを拠出し、ソマリアや周辺国の法廷などの整備や法曹関係者の訓練・研修のほか、セーシェルなどのソマリア周辺国で有罪判決を受けた海賊のソマリアへの移送などを支援している。

また、ソマリアの安定に向けて、日本は、2007年以降、治安向上、人道支援、雇用創出及び警察支援のため、総額3億2,310万米ドルを拠出している。

（イ）アジアにおける海賊対策

日本は、アジアの海賊・海上武装強盗対策における地域協力の促進のため、アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）の策定を主導し、同協定は2006年に発効した。各締約

国は、同協定に基づきシンガポールに設置された情報共有センター（ReCAAP－ISC）を通じ、海賊・海上武装強盗に関する情報共有及び協力を実施しており、日本は事務局長や事務局長補の派遣や財政支援によりReCAAP－ISCの活動を支援してきている。ReCAAPの取組は、海賊対策のための地域協力の成功モデルとして、国際的にも高く評価されており、ソマリア沖・アデン湾の海賊対策でも、イエメン、ケニアやタンザニアに情報共有センターが設置されるなど、ReCAAPをモデルとした地域協力が進められている。日本は、ReCAAP－ISCに対する資金拠出を通じ、こうした地域協力を支援しており、2014年1月には、ReCAAP－ISCと上記3か国のセンターの会議が開催された。

（2）サイバー

サイバー空間における脅威は増大しており、日本の政府機関、民間企業などに対するサイバー空間を利用した侵害行為（サイバー攻撃）も増加している。サイバー攻撃には、匿名性が高く、痕跡が残りにくい、また、地理的・時間的制約を受けることが少なく、短期間のうちに不特定多数の者に影響を及ぼしやすいといった特性がある。また、特定の目的を持つと考えられる高度なサイバー攻撃の一部については、国家の関与も指摘されているものもある。このように、サイバー空間における脅威は、容易に国境を越えもはや一国のみで対応することが極めて困難な世界共通の切迫した課題であり、国際社会全体としての連携や協力が不可欠となっている。

日本は、サイバー空間における情報の自由な流通の確保を基本としつつ、サイバー犯罪や攻撃への対処のために官民連携や国際協力を推進するという考え方の下、関係国と連携

している。従来の国際法の適用を前提とした国際的なルール作りに積極的に参画し、各国との信頼醸成を促進するとともに、開発途上国への能力構築支援を積極的に行っている。

国際的なルール作りについては、日本は、2014年から始まった国連における政府専門家会合（国連サイバーGGE（Group of Governmental Experts））の第4次会合やロンドンプロセスに積極的に参画し、議論を深めている。また、より多くの国がサイバー犯罪の予防と対処に努めることが望ましいとの認識の下、日本は2012年11月、サイバー空間の利用に関する唯一の多数国間条約である「サイバー犯罪条約」のアジア地域初の締約国となった。この条約の普及や締約国拡大に向け、サイバー犯罪条約委員会での議論に積極的に参加している。さらに、特にアジア地域では、2014年6月に「日ASEAN国境を越える犯罪に関する高級実務者会合」や、5月

には「第1回日ASEANサイバー犯罪対策対話」を開催している。

信頼醸成の促進については、日本は、これまでの米国、英国、インドに加えて、2014年には新たにイスラエル、フランス、エストニア、中国・韓国、欧州連合（EU）との間でサイバー協議を実施した。また、ロシアとは、既に協議の立ち上げで一致しており、オーストラリアとは、4月の日豪首脳会談で協議の立ち上げで一致している。こうした協議などを通じて、双方のサイバー戦略、政策や取組について情報交換し、相互理解を深め、連携強化や信頼醸成の促進に努めている。

開発途上国への能力構築支援については、開発途上国におけるサイバーセキュリティの確保に資するべく、日本は、CSIRT（Computer Security Incident Response Team）¹や法執行機関の強化、人材育成などを通じ、ASEAN諸国を中心に開発途上国への支援を進めている。

このように、日本は様々な国際会議への参加、各国との協議や開発途上国への支援を通じ、地域・国際的な連携・協力を強化してきている。これらを引き続き推進するとともに、官民連携も促進し、サイバー空間における安全保障上の課題により一層、取り組んでいく。

(3) 宇宙

近年、宇宙利用国の増加に伴って宇宙空間の混雑化が進み、スペースデブリ（宇宙ゴミ）対策や衛星同士の衝突の回避、さらには中国が行った衛星破壊（ASAT）実験のような行為の制限が必要となり、国際的な規範づくりの必要性が高まっている。また、宇宙技術は、日本の安全保障を確保していく上で有益な手段の1つである。このように、近年、宇宙空間は、外交・安全保障上、ますます重要となっている。これを背景に、外務省は以下のような取組を行っている。

ア 宇宙空間の活用に関する国際的な規範づくり

安全な宇宙環境を醸成するため、日本は国際的な規範づくりに積極的に参加している。

衛星衝突・スペースデブリのリスク軽減、ASAT実験・行為の抑制などに関するEU提案の「宇宙活動に関する国際行動規範」案に

ついては、5月に第3回オープンエンド協議（於：ルクセンブルク）に参加するなど、同規範の採択に向けて積極的な活動を継続した。10月には、日本・米国・インドネシア共催で第2回ARF宇宙セキュリティ・ワークショップ（於：東京）を開催した。各国政府関係者や有識者が宇宙への脅威について認識を深め、国際的な規範づくりについて活発な議論を行い、日本として宇宙環境の保全や規範づくりの重要性に対するアジア太平洋地域諸国の意識向上に努めた。

宇宙空間の平和利用などに関する議論を行う場である国連宇宙空間平和利用委員会（UNCOPUOS）では、堀川康独立行政法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）技術参与（外務省参与）が2014年6月までの2年間、日本人として初めて議長を務めた。また、UNCOPUOSの法律小委員会の議題の1つである「国際協力メカニズムのレビュー」にお

¹ コンピュータセキュリティインシデントに対処するための組織の総称。コンピュータセキュリティインシデントによる被害の最小化を図るため、インシデント関連情報、脆弱性情報、攻撃の予兆情報等を収集、分析し、解決策や対応方針の策定、インシデント対応などを行う。

けるワーキング・グループでは、青木節子慶應義塾大学教授が議長を務め、さらには、科学技術小委員会の議題の1つである「宇宙活動の長期的持続可能性」についての議論にも積極的に貢献している。

イ 宇宙をめぐる国際協力の推進

日本は、衛星本体のみならず、技術的知見や人材育成も含んだ宇宙関連システムのパッケージとしての国際展開を通じて、各国への支援を推進している。また、宇宙技術を活用したODAの実施により、気候変動、防災、森林保全、資源・エネルギーなどの地球規模課題への取組に貢献している。

また、二国間や多国間での対話を推進しており、米国とは、宇宙の民生分野と安全保障分野を包括的に取り扱う「宇宙に関する包括的日米対話」の第2回会合を5月に開催する

など、多くの意見交換を行った。EUとは、2013年の日EU定期首脳協議で立ち上げが合意された「日EU宇宙政策対話」の第1回会合を10月に実施した。

ウ 安全保障政策の一環としての宇宙政策の推進

宇宙の開発・利用は、安全保障上も極めて重要であり、日本は、特に米国との間で、安全保障分野における宇宙協力を推進している。3月には、日米で宇宙を利用した海洋監視に関する机上演習を実施した。また、5月には、宇宙状況監視（SSA）に関して、日本から米国に対して宇宙物体の軌道に関する情報を提供することで一致し、日米双方向でのSSA情報の提供が可能となった。さらに、7月には安全保障分野における日米豪宇宙協議を開催した。

Column

ICAO 外交の最前線

皆様、1年間に何人が航空機を利用しているかご存じですか。2014年には延べ32億人です。2030年には64億人を超えると予測されています。初めての商用機がフロリダのセントピータースバーグからタンパに飛んだのが1914年、当時は誰も、将来これほど多くの人々が飛行機を利用するとは予想できませんでした。世界がグローバル化する中で、民間航空は人の往来や物の流通を通して、航空産業や観光業を始め様々な産業の発展を支え、雇用を生み出し、また、大切な人に会いに行くための身近な交通手段ともなっています。

ICAO（読みはイカオ、国際民間航空機関）は、1944年12月7日に署名された国際民間航空条約（シカゴ条約）に基づき、1947年に設立されました。日本は1953年に加盟し、現在の加盟国は191か国に上ります。うち理事会メンバーは36か国で、議長はナイジェリア出身のアリウ氏です。シカゴ条約は、前文で、国際民間航空の安全で整然たる発展、国際航空運送業務の機会平等主義と健全で経済的な運営の精神を掲げています。この条約の下、ICAOは、航空の安全、保安、効率性、規則性、環境保護に必要な標準や規則を、これまでに1万以上も整備してきました。

2014年は、乗客・乗員239人を乗せたクアラルンプール発北京行マレーシア航空機（MH）370便がタイランド湾において行方不明となり、MH17便のウクライナ上空での撃墜で298人の乗客及び乗務員の命が失われ、また、12月にはインドネシアからシンガポールに向かっていたエアアジア機8501便がインドネシア・ジャワ海に墜落するなど、ICAOにとり試練の多い年でした。そのような中、ICAOは、MH17便の撃墜直後から関係団体とともに「紛争地域から生じる民間航空へのリスクに関するシニアレベル・タスクフォース」を立ち上げ、12月までに3回の会合を開催するなど、精力的な取組を進めています。2014年は、また、シカゴ条約70周年という記念すべき年でもありました。12月にはモントリオール市、ケベック市での記念行事に続き、条約が署名されたシカゴ・ヒルトン・ホテルで、^{バンギムン}潘基文国連事務総長やフォックス米運輸長官ほかの出席を得て特別理事会が開催され、皆がシカゴ条約前文の精神を思い起こす機会となりました。

ICAOでの私の役割は、日本政府の常駐代表です（日本は理事会メンバーですので、理事会代表とも呼びます。）。理事会代表は全体36人のうち7人が女性です。非理事国の常駐代表についても、4人は女性です。さらに、事務局にいる5人の局長のうち2人は女性です（いずれも2014年12月末現在）。彼女たちは出身国における社会的環境こそ異なりますが、明晰、エネルギー、弁が立つ、勤勉という点で共通しています。私自身これまでは仕事上女性であることを意識する機会はありませんでしたが、それぞれの社会で苦勞の末に道を開いてきた彼女たちと接するうちに、気負う必要はないが自覚は必要と考えるようになりました。自分の中にある何か女性らしいもの、たとえば細やかなコミュニケーション能力を生かしつつ、付加価値のある仕事が全うできればと思っています。



シカゴ条約70周年記念式典に際し、アリウICAO理事会議長と共に



ICAO理事会での発言の場面

ICAO理事会日本政府代表 上田 奈生子

6 国際連合（国連）に対する取組

(1) 国際連合（国連）

ア 日本と国連との関係

2015年は国連創設70周年という節目の年である。

国連は、国際社会の平和と安全のために、紛争解決や平和構築、軍縮・不拡散、開発、人権、環境・気候変動・防災など、様々な分野で重要な役割を担っており、地球規模の課題が山積する現在、国連との連携はこれまで以上に重要である。

日本は、国連と連携することで、国際社会における課題設定（アジェンダ・セッティング）や規範形成（ルール・メイキング）において日本の意向を反映させるとともに、得意分野で指導力を発揮することにより、国際社会の場で指導力を発揮し、日本の外交政策を実現する努力を行っている。

2014年9月に開会した第69回国連総会には、安倍総理大臣及び岸田外務大臣が出席した。安倍総理大臣は国連総会一般討論演説を行ったほか、国連気候サミット、エボラ出血熱に関するハイレベル会合、PKOに関するハイレベル会合においてもスピーチを行った。また、日・アフリカ地域経済共同体議長



国連本部 UN Photo/Milton Grant

国首脳会合、日本・太平洋島嶼^{とうしょ}国首脳会合を開催し、8か国との首脳会談、クテサ第69回国連総会議長や潘基文^{パンギムン}国連事務総長との会談などを行った。安倍総理大臣は、和食レセプションのほか、クリントン財団による女性関連イベント、米国において活躍する女性との昼食会、外交問題評議会における懇談、対日投資セミナーなどにも参加し、日本の魅力や政策を積極的に発信した。

一般討論演説において、安倍総理大臣は、日本の戦後の平和国家としての歩み、これまでの国連や国際社会における貢献を示し、



安倍総理大臣の一般討論演説（9月25日、米国・ニューヨーク 写真提供：内閣広報室）



安倍総理大臣と潘基文国連事務総長との会談（9月24日、米国・ニューヨーク（代表撮影））

2015年に国連創設70年を迎えるに当たり、今後も不戦の誓いを受け継ぎつつ、「積極的平和主義」、「人間の安全保障」の考えに立ち、更なる国際貢献を行っていくことを強調した。また、喫緊の課題であるエボラ出血熱対策として4,000万米ドルの追加支援、中東安定化支援として5,000万米ドル、ウクライナ東部復興の新規支援を表明した。さらに、人間を中心に据えた社会、特に「女性が輝く社会」の実現に向けた取組を続け、21世紀を女性の人権侵害のない世界にしていくこと、開発、軍縮・不拡散、北朝鮮、PKO、平和構築などの分野で国際社会の平和と更なる繁栄のために貢献を続けていくことを約束した。また、国連を21世紀の現実にあった姿に改革し、日本が安保理常任理事国となり、相応しい役割を担っていきたいと表明した。このように、世界中の国の要人が集まる国連総会の「場」を最大限活用し、地球規模の課題解決に向けた日本の多国間外交を展開するとともに、各国要人との二国間会談を精力的にこなして二国間関係の強化を図り、国際社会に向けて日本の政策や立場を積極的に発信した。

岸田外務大臣は、安保理改革に関するG4閣僚級会合やG7外相会合、エネルギーと気候に関する主要経済国フォーラム、包括的核実験禁止条約（CTBT）フレンズ外相会合（議長として）、北朝鮮人権問題ハイレベル会合、シリア政治プロセス閣僚会合、グローバル・テロ対策フォーラム（GCTF）閣僚級会合など13の多国間会合に出席した。また、7か国と外相会談などを行ったほか、日仏首脳会談にも同席するなど、国連総会出席の機会を通じて、約25か国の外務大臣と会い、相互の信頼関係を強化した。

また、国連からは、4月にアッシュ第68回国連総会議長が来日し、安倍総理大臣や岸田

外務大臣と地球規模の諸課題について意見交換を行うとともに、ポスト2015年開発アジェンダについての講演も行った。また、7月にはクテサ第69回国連総会議長が来日し、岸田外務大臣との間で、安保理改革の進展、ポスト2015年開発アジェンダの策定、気候変動問題、女性をめぐる諸課題などへの対応の重要性を共有し、これらの課題解決に向けた日本と国連との更なる連携を確認した。

① 国連安全保障理事会（国連安保理）、国連安保理改革

（ア）国連安全保障理事会（国連安保理）

国連安保理は、国連の中で、国際社会の平和と安全の維持につき主要な責任を有している。国連安保理決議に基づくPKOなどの活動は多様さを増しており、大量破壊兵器の拡散、テロなどの新たな脅威への対処など、年々、その役割は拡大している。

日本は、過去10回安保理非常任理事国を務め、引き続き安保理の意思決定に主体的に参画する観点から、2015年（任期2016－17年）の非常任理事国選挙に立候補している。

（イ）国連安保理改革

国連安保理の構成は、国連発足後70年が経つ現在も、基本的には変化しておらず、国際社会では、安保理改革を早期に実現し、その代表性や実行性を向上させるべきとの認識が共有されている。

日本は、常任・非常任議席双方の拡大を通じた安保理改革の早期実現と日本の常任理事国入りを目指し、各国への働きかけを行っている。

（ウ）国連安保理改革をめぐる最近の動き

国連では、2009年から総会の下で政府間交渉が行われている。2013年12月から2014

年5月初めにかけて、文書に基づく交渉などを目指しテーマ毎に合計7回の政府間交渉会合が開催された。

国連創設70年である2015年に具体的成果を得るべく、日本は2014年にG4（日本、インド、ドイツ、ブラジル）の一員として一層取組を強化した。2月には、ニューデリー（インド）においてG4局長級会合が開催され、今後の取組の方向性について協議を実施し、併せて一般公開のセミナーを開催した。7月には、日本主催で安保理改革の議論を主導する各国を招いたアウトリーチ会合や一般公開セミナーを開催し、併せてG4局長級会合を開催した。さらに、9月の第69回国連総会の機会に、ニューヨーク（米国）においてG4閣僚級会合を開催した（日本は岸田外務大臣が出席）。安保理改革を具体的に推進するため、文書に基づく交渉の開始やアフリカを始めとする国連加盟国への働きかけの重要性を確認するとともに、各国からの支持拡大に向けた取組について検討した。

日本は、国連安保理改革実現のため、アフリカやカリブ共同体（カリコム）などの他国や他地域への働きかけを積極的に行っている。アフリカに対しては、1月の安倍総理大臣のコートジボワール、モザンビーク、エチオピア訪問、三ツ矢外務副大臣のアフリカ連合（AU）総会出席、5月の岸田外務大臣のアフリカ開発会議（TICAD）閣僚会合出席に加え、12月にはアフリカ諸国の国連常駐代表を日本に招へいし、働きかけを実施した。カリコムに対しては、7月の安倍総理大臣のトリニダード・トバゴ訪問時における日・カリコム首脳会合や11月の東京における日・カリコム外相会合において、働きかけを実施した。同外相会合では、国連安保理改革実現に向けて双方の立場を収斂^{しゅうれん}させるべく連携を強化していくことで一致した。



国連安保理改革に関するG4（日本、インド、ドイツ、ブラジル）閣僚級会合における岸田外務大臣（9月25日、米国・ニューヨーク）



安保理議場 UN Photo/Loey Felipe

ウ 国連行財政

（ア）国連予算

国連の予算は大きく分けて通常予算（1月から翌年12月までの2か年予算）とPKO予算（7月から翌年6月までの1か年予算）で構成されている。

このうち、通常予算については、2013年に2014－2015年度の予算審議が行われ、同年12月に約55.3億米ドルの予算が承認された（2012－2013年度最終予算（約55.7億米ドル）比で約0.6%減）。また、PKO予算については、2014年7月に、2014－2015年度のPKO予算が承認され、予算総額は約70.6億米ドル（前年度最終予算比約11.2%減）となった。

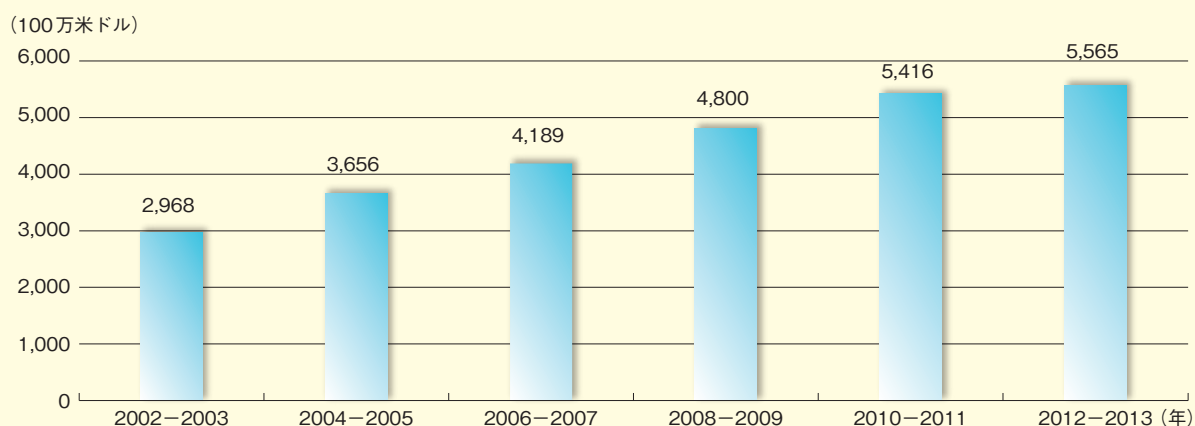
（イ）日本の貢献

国連の活動を支える予算は、各加盟国に支

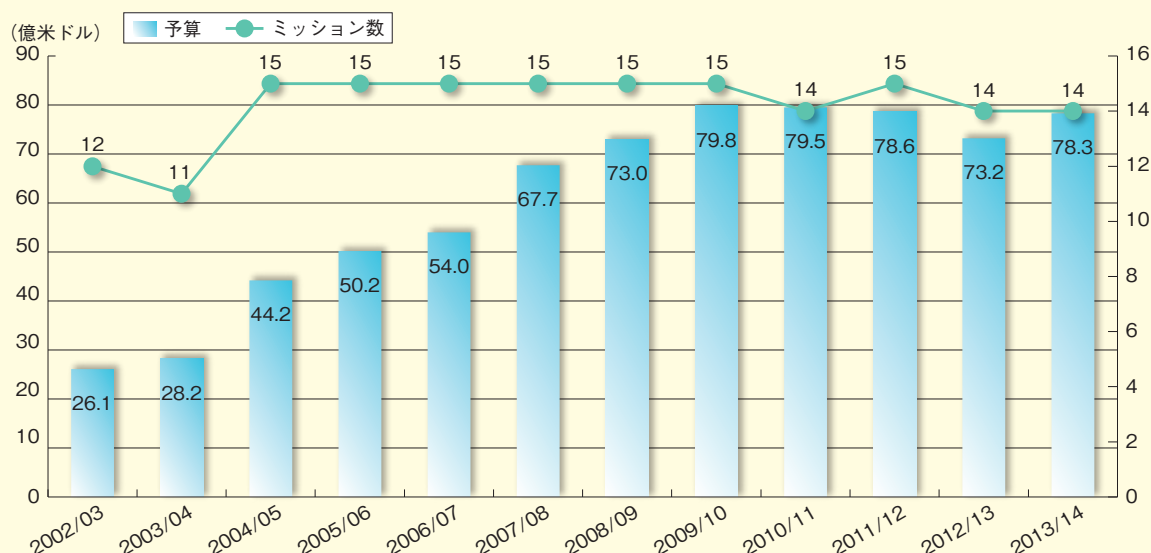
払いが義務付けられている分担金と各加盟国が政策的な必要に応じて拠出する任意拠出金から構成されている。このうち、分担金については、2014年に、日本は通常予算分担金として約2.7億米ドル、PKO予算分担金として約13.0億米ドルを支払った。この額は、予算総額に加盟国間で合意した分担率をかけたものであり、加盟国中米国に次いで2番目である。日本は主要財政貢献国の立場から、国連が予算をより一層効率的かつ効果的に活用するよう働きかけを行ってきている。

また、^{パンギムン}潘基文国連事務総長は国連行財政改革を優先課題として推進しており、日本もこれを支持している。同改革により、国連の財政・予算・人的資源管理の効率化が期待される。しかし、これまでに導入された措置についても具体的な成果が出るには未だ時間を要すると見込まれている。日本は、引き続き加盟国間の意見の相違を調整しつつ、国連における具体的な行財政改革が進むよう、各加盟国や国連側との協議に積極的に取り組んでいる。

国連2か年通常予算の推移（2002－2013年）



PKO予算及びミッション数の推移（2002－2014年）



Column

安保理改革

「もはや『戦後』ではない」－日本が先の大戦後の復興を成し遂げ、その後の経済成長へと大きく舵を切ろうとしていた1956年の「経済白書」は、当時の時代の息吹をそう表現しました。その年の12月には国連加盟も実現し、日本は名実ともに国際社会に復帰しています。そのうえ、早くも翌年の選挙で1958年からの安全保障理事会の非常任理事国に選ばれるなど、世界が新生日本に寄せた期待の大きさがわかります。

しかし、国連創設から70周年を迎え、世界がすでに著しく変化しているにもかかわらず、安全保障理事会は今も「戦後」を引きずったままになっています。「国際の平和と安全の維持」に主要な責任を持つ安保理では、戦勝5か国（米国、英国、フランス、ロシア、中国）のみが拒否権を持つ常任理事国の地位に留まり、国連の加盟国数が当初の51から4倍近くに増えているにもかかわらず、常任理事国は増えていません。また、2年任期で直後の再選不可の非常任理事国の議席については、かれこれ50年ほど前に一度だけ、6か国から10か国に増えたのみです。21世紀の安保理は、改革を通じ、日本やドイツのようなかつての敗戦国、インドやブラジルなど旧植民地から新興国となって躍進する国々、さらには豊かな成長のポテンシャルを持つアフリカの国々が常任議席を持ち、より恒常的、安定的に審議に参画できるようでなければ、真に正統性をもった機関にはなり得ません。

また、新しい安保理では、引き続き「国際（すなわち、国家間）の平和と安全」の維持に向けた重要な役割が期待されますが、加えて、世界各地の内戦やテロや暴力的な過激主義の犠牲となり、あるいは被害を受ける人々を救い、多様な背景を持つ人々が行き交うグローバルな社会において未来志向の共生と寛容を促す努力－いわば「人間の平和と安全の増進」－も期待されます。

理事国の多様性を尊重しつつ、迅速で実効性の高い意思決定を行うことは容易ではありません。そこに安保理改革の遅れの理由が見て取れますが、改革はいまの世界に不可欠であり、抽象論の段階を脱し、具体案を書き出して文言協議に入ることができれば、必ず進みます。



ゼミ生とともに（前列左から4人目が筆者）

1945年の国連憲章体制を発展的に刷新し、大戦争を経ることなく、新たな「2015年体制」をスタートさせられるのか。今、各国が強い政治的意思を発揮し、安保理の「戦後」を終わらせるべき時期に来了。

大阪大学副学長 星野 俊也

7 国際社会における「法の支配」

ア 「法の支配」とは

「法の支配」とは、全ての権力に対する法の優越を認める考え方であり、国内において公正で公平な社会の不可欠の基礎であると同時に、友好的で公平な国家間関係の基盤となっている。日本は、国際社会における法の支配の強化を外交政策の柱の1つとしており、5月のシャングリラ・ダイアログを始めとして様々な機会に、力や威圧ではなく法に基づき紛争を平和的に解決することの重要性を訴えている。このような観点から2015年2月には外務省主催で「海洋法に関する国際シンポジウム～アジアの海における法の支配：平和と安定への航海図～」を開催し、海洋法の分野での国内外の有識者による活発な議論が期待される。また、日本は、新たな国際法規範の形成や法整備などを通じた各国国内における法の支配の強化にも貢献をしてきている。

〈紛争の平和的解決〉

日本は、国際司法機関を通じた紛争の平和的解決を促進するべく、国際司法裁判所(ICJ)の強制管轄権を受諾¹し、国際法の誠実な遵守に努めつつ、国際裁判所に対して人材面、財政面を含め様々な貢献を行っている。具体的には、ICJの小和田^{ひさし} 恆 裁判官、国際海洋法裁判所(ITLOS)の柳井俊二裁判官(2011年10月から2014年9月まで同裁判所所長)、国際刑事裁判所(ICC)の尾崎久仁子裁判官などを輩出している。また、日本はITLOSやICCへの最大の財政貢献国でもある。これらの貢献を通じて、日本は国際裁判所の実効性と普遍性の向上に努めている。



岸田外務大臣を表敬する柳井ITLOS所長(7月3日、外務省)

また、2010年5月にオーストラリアが日本をICJに提訴した「南極における捕鯨」訴訟では、書面手続(2012年3月まで)や口頭手続(2013年6月から7月)を経て、3月に判決が言い渡された。同判決は、日本が発給している第2期南極海鯨類捕獲調査(JARPAII)に関する特別許可書は国際捕鯨取締条約第8条1の規定の範囲には収まらないと判断し、日本に対し、JARPAIIに関する現行の許可証を撤回し、今後、当該活動のための許可の発給を差し控えるよう命じた。これを受けて、日本は、残念であり深く失望しているが、国際社会の基礎である国際法秩序や法の支配を重視する国として判決に従うと対外的に表明し、JARPAIIを中止した。

〈ルール形成〉

日本は、国際社会における法の支配強化の一環である国際ルールの形成に際し、自らの理念や主張を反映し、適切な法の発展を実現するために、そうしたルール形成の構想段階から積極的に参画している。具体的には、国連国際法委員会(ILC)や国連総会第6委員会における国際法の法典化作業、ハーグ国際私法会議や国連国際商取引法委員会

¹ 国際司法裁判所(ICJ)規程第36条2に基づき、同一の義務を受諾する他の国に対する関係において、ICJの管轄を当然にかつ特別の合意なしに義務的であると認めることを宣言すること。現在日本を含めて71か国が宣言しているにとどまる。



国連総会第6委員会では発言する村瀬信也 ILC 委員

(UNCITRAL) などにおける国際私法分野の条約とモデル法などの作成作業など、各種の国際的枠組みにおけるルール形成プロセスに積極的に関与してきている。ILCにおいては、村瀬信也委員（上智大学名誉教授）が「大気の保護」議題の特別報告者を務め、ILCが作成する条文草案の審議を通じて国際法の発展に寄与している。また、私法統一国際協会（UNIDROIT）においては神田秀樹理事（東京大学教授）が私法分野における統一法条約やモデル法の作成に貢献している。加えて、アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）といった地域的な国際法フォーラムにも人材面・財政面で貢献している。

〈国内法整備その他〉

日本は、国際法遵守のために自らの国内法を適切に整備するだけでなく、各国内における法の支配を更に発展させるために、特にアジア諸国の法制度整備支援や法の支配に関する国際協力にも積極的に取り組んでいる。また、外務省においては、地域における国際法に対する理解を深めるため、国際法模擬裁判の主催・後援や国際法に関する各種シンポジウムの開催などの取組を行っている。例えば、8月に外務省と国際法学会共催の下、アジア各国の大学生の参加を得て国際法模擬裁判「アジア・カップ」を開催した。

イ 政治・安全保障分野における取組

日本の外交・安全保障の基盤を強化するためには、日米安全保障条約の円滑かつ効果的な運用が引き続き重要である。在日米軍の再編については、日米同盟の抑止力を維持しつつ、沖縄の負担を早期に軽減するため、5月にグアム協定改正議定書を締結した（詳細については第3章第1節2.「日米安全保障（安保）体制」参照）。

また、4月に策定された防衛装備移転三原則の下、防衛装備等の管理の分野において一層積極的に取り組むべく、7月にはオーストラリアとの間で移転される防衛装備品や技術の取扱いに関する法的枠組みを設定するための防衛装備品・技術移転協定に署名し、同協定は、12月に発効した。

さらに、重要課題である日露間の平和条約の締結などに向けた交渉に引き続き取り組んでいる。

このほか、軍縮及び不拡散の観点から、5月には通常兵器の国際貿易を規制する初の普遍的な条約である武器貿易条約を、6月には防護措置の対象や犯罪とすべき行為を拡大する核物質防護条約の改正を締結した（武器貿易条約は12月に発効）。また、トルコやアラブ首長国連邦（UAE）との間では、それぞれ5月、6月に、原子力の平和的利用分野における協力を実現する上で必要となる法的枠組みを定める原子力協定を締結した。さらに、11月には原子力事故の被害者の迅速かつ公平な救済・賠償の充実や法的予見性の向上が可能となる原子力損害補完的補償条約について、2015年1月に締結した（詳細については第3章第1節4.「軍縮・不拡散・原子力の平和的利用」参照）。

ウ 経済・社会分野における取組（詳細については第3章第3節「経済外交」参照）

貿易・投資の自由化や人的交流の促進、日本国民・企業の海外における活動の基盤整備などの観点から、諸外国との間で経済面での協力関係を法的に規律する国際約束の締結・実施がますます重要となっている。2014年には、各国・地域との間で租税条約、投資協定、社会保障協定、航空協定などの署名・締結を行った。また、アジア太平洋地域、東アジア地域、欧州などを対象とする経済連携協定（EPA）交渉に取り組み、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定、日中韓自由貿易協定（FTA）、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）、日EU・EPAなどの広域経済連携の交渉を積極的に進めた。二国間のEPA分野では、7月に、長年交渉を行ってきた日本とオーストラリアとの間のEPAに署名した。世界貿易機関（WTO）の下では、3月に政府調達協定を改正する議定書を締結し、日本の企業などが参入できる他国の政府調達の範囲が拡大した。さらに知的財産保護分野においては、6月に意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定を締結した。また、日本国民・企業の生活・活動を守り、促進するため、WTOの紛争処理制度の活用を図るとともに、既存の国際約束の適切な実施に取り組んでいる。

国民生活に大きな影響を及ぼす人権、漁業、海事、航空、労働などのいわゆる社会分野でも、国際約束に日本の立場が反映されるよう交渉に積極的に参画している。1月には、人権の分野で、障害者の権利に関する条約を、また、国際私法の分野で、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）をそれぞれ締結した。加えて、漁業分野

で、6月に南インド漁業協定、海事分野では、国際海事機関（IMO）で作成された「二千四年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約」を10月に締結した。

エ 刑事分野における取組

ICCは、国際社会の関心事である最も重大な犯罪を行った個人を国際法に基づいて訴追・処罰する世界初の常設国際刑事法廷である。日本は、ICCに対し、2007年10月の加盟以来その活動を一貫して支持し、様々な貢献を行っている。日本はICCへの最大の分担金拠出国である。また、人材面では、加盟以来複数の裁判官を輩出しており（現職は尾崎久仁子裁判官）、裁判官指名諮問委員として福田博元最高裁判所判事、また、被害者信託基金理事長として野口元郎元クメール・ルージュ法廷最高審判事がICCの活動に貢献している。

ICCは設立条約であるローマ規程発効から10年を超え、国際刑事司法機関としての活動を本格化させている。これに伴い、ICCに対する協力の確保や補完性の原則の確立に向けたより一層の努力が求められるとともに、証人の保護や被害者の訴訟参加手続の早期確立が課題となっている。これらについては2014年12月の締約国会議における議題となり、日本を含む各国からその重要性が強調され、関連の決議が採択された。

こうしたICCに関する取組に加え、日本は、近年の国境を越えた犯罪の増加を受け、他国との間で必要な証拠の提供などを一層確実に行えるようにしている。また、刑事司法分野における国際協力を推進する法的枠組みの整備に積極的に取り組んでいる。具体的には、刑事共助条約（協定）²、犯罪人引渡条

2 刑事事件の捜査と手続の面で他国と行う協力の効率化や迅速化を可能とする法的枠組み

約³及び受刑者移送条約⁴の締結を進めている。最近では、日・ブラジル受刑者移送条約

及び日・米重大犯罪防止対処協定の締結について、6月に国会の承認を得た。

8 人権

ア 国連における取組

(ア) 国連人権理事会

国連人権理事会は、国連における人権の主流化の流れの中で、国連の人権問題への対処能力の強化を目的に設立された（ジュネーブ（スイス））。1年を通じて会合（年3回の定期会合、合計10週間以上）が開催され、人権や基本的自由の保護・促進に向けて、審議・勧告などを行っている。3月の第25回人権理事会ハイレベルセグメントにおいては、石原外務大臣政務官がステートメントを行った。その中で、同政務官は、世界各国の様々な人権状況の変化や日本政府の立場について言及するとともに、女性の人権に関する日本の取組や人権理事会との協力について紹介した。同会合においては、日本とEUが共同で提出した北朝鮮人権状況決議が賛成多数で採択された（7年連続7回目）。同決議は、2013年の決議で設置が決定された「北朝鮮における人権に関する国連調査委員会（COI）」の報告書の内容を反映させ、これまで以上に強い内容となっている。具体的には、北朝鮮の広範で深刻な人権侵害を最大限の表現で非難し、北朝鮮に対して、拉致問題を含む、全ての人権侵害を終わらせる手段を早急にとることを促している。また、国連安保理が、人権侵害に責任を負う者に説明責任を果たさせるために、適切な国際刑事司法メカニズムへの付託を含め、検討を行い適切な行動をとるよう、COI報告書を安保理に送付することや、同報告書のフォローアップを行うための体制



石原外務大臣政務官の人権理事会でのステートメントの様子（3月3日、スイス・ジュネーブ）

の構築などを要請している。日本は、人権理事会理事国として、引き続き国際社会における人権問題の解決のための議論に積極的に参加していく。

(イ) 国連総会第3委員会

国連総会第3委員会は、人権理事会と並ぶ国連の主要な人権フォーラムである。同委員会では、10月から11月にかけて、社会開発、女性、児童、人種差別、難民、犯罪防止、刑事司法など幅広いテーマが議論されるほか、北朝鮮、シリア、イランなどの国別人権状況に関する議論が行われている。第3委員会で採択された決議は、総会本会議に提出され、国際社会の規範形成に寄与している。

日本は、2005年から毎年、EUと共同で北朝鮮人権状況決議案を国連総会に提出している。2014年も第69回国連総会第3委員会に同決議案を提出し、11月の第3委員会や12月の総会本会議において、過去最多の共同提案国を得て、賛成多数にて採択された。同決

3 犯罪人の引渡しに関して包括的かつ詳細な規定を有し、犯罪の抑圧のための協力を一層実効あるものとする法的枠組み

4 相手国で服役している受刑者に本国において服役する機会を与え、社会復帰の促進に寄与する法的枠組み

議は、これまで国連総会において採択された過去の決議よりも強い内容であり、COI報告書や3月の人権理事会決議の内容を踏まえている。具体的には、北朝鮮の組織的かつ広範で深刻な人権侵害を非難するとともに、「人道に対する罪」に言及し、さらに、安保理に対し、北朝鮮の人権状況の国際刑事裁判所（ICC）への付託の検討を含む適切な行動をとるよう促している。日本は、シリア、イラン、ミャンマーなどの国別人権状況や、各種人権問題（社会開発、女性の地位向上など）についての議論にも積極的に参加した。また、これまで同様、女性NGO代表を第69回国連総会第3委員会の政府代表顧問として派遣した。

1 国際人権法・国際人道法に関する取組

（ア）国際人権法

「障害者の権利に関する条約」は、障害者の人権・基本的自由の享有の確保、障害者の固有の尊厳の尊重の促進を目的とし、締約国がとるべき措置などを規定している。日本は2007年の署名後、締結に先立ち集中的に障害者制度の改革を進め、障害者基本法の改正（2011年8月）、障害者総合支援法の成立（2012年6月）、障害者差別解消法の成立、障害者雇用促進法の改正（2013年6月）などの様々な法制度整備を行った。これらを受け、2013年12月に同条約の締結が国会で承認され、2014年1月20日、日本は同条約の批准書を国連事務総長に寄託し、141番目の締約国・機関となった。同条約の締結により、日本における障害者の権利の実現に向けた取組が一層強化され、人権尊重についての国際協力が促進されることが期待される。

また、締結している人権諸条約については、各条約の規定に従い、国内における条約の実施状況に関する政府報告の審査を定期的



批准書の寄託

に受けている。7月には、「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）」（日本は1979年に批准）の第6回政府報告審査に、また、8月には、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」（日本は1995年に加入）の第7～9回政府報告審査に臨み、各条約の委員会との間で建設的な対話を行った。

（イ）国際人道法

外務省は、2月に、スイス政府、赤十字国際委員会、京都大学の共催で「現場活動に垣間みる国際人道法―一人々の救済に挑んで150年―」をテーマとして開催された国際人道法シンポジウムに参加者を派遣し、有意義な意見交換に貢献した。また、国際人道法の啓発の一環として、赤十字国際委員会主催の国際人道法模擬裁判大会に講師を派遣した。

ウ 二国間の対話を通じた取組

国連など多国間の枠組みにおける取組に加え、人権の保護・促進のため、日本は二国間対話の実施を重視している。5月には第2回日・ミャンマー人権対話（於：ネーपीドー（ミャンマー））、10月には第20回日・EU人権対話（テレビ会議形式）、12月には第10回日・イラン人権対話（於：東京）を開催した。それぞれ人権分野における両者の取組につい

で紹介するとともに、国連などの多国間の場における協力について意見交換を行った。

Ⅱ 難民問題への貢献

日本は、国際貢献や人道支援の観点から、2010年度から（当初3年間の予定を2012年に2年間延長）、パイロットケースとして、第三国定住（難民が、庇護^{ひご}を求めた国から新たに受入れに同意した第三国に移り、定住すること）によるミャンマー難民の受入れを開始している。これまでに、18家族86人が来日している。

また、2015年度以降の受入れについては、2014年1月に閣議了解がなされ、パイロットケースではなく事業を継続していくこと、マレーシアのミャンマー難民を対象として受け入れ、タイからは相互扶助を前提に既に来日した第三国定住難民の家族の呼寄せを認めることが決定された。第三国定住による難民受



成田国際空港に到着した第三国定住難民（9月26日、写真提供：難民事業本部）

入れはこれまで欧米諸国を中心として行われており、日本がアジアで初めての受入れ国であることから、難民問題への日本の積極的な取組として、国際社会からも高い評価と期待を集めている。また、日本における難民認定申請者が近年増加傾向にある中、真に支援を必要としている人々へのきめ細かな支援に引き続き取り組んでいる。

9 女性

日本は、全ての女性が個性と能力を十分に発揮し、輝くことができる「女性が輝く社

会」の実現に向け、国内外で様々な施策を推進している。

（1）女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム（WAW! Tokyo 2014）

2014年9月12日、13日、安倍総理大臣のイニシアティブで「WAW! Tokyo 2014」（World Assembly for Women：女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム）を開催した。6国際機関、24か国から約100人の招待者を含め女性分野で活躍するトップ・リーダーが国内外から参加した。日本や世界にお

ける女性の活躍促進のための取組について議論を行い、「WAW! To Do」と呼ばれる12の提言を取りまとめ、国連文書（A/69/396）として発信した。女性を取り巻く国内外の課題について包括的に議論する場を提供するため、2015年もWAW!を開催する予定である。

(2) 国際社会との協力と開発途上国の女性支援

安倍総理大臣は、2013年9月の国連総会一般討論演説において、「女性が輝く社会」の実現に向け、国際社会との協力や開発途上国支援を強化していくことを表明した。具体的には、①女性の社会進出と能力強化、②女性の保健医療分野の取組強化、③平和と安全保

障分野における女性の参画と保護の3つの柱を立て、2013年から2015年の3年間で30億米ドルを超すODAを実施する考えを示した。この分野において、日本は1年間で既に約18億米ドルの支援を実施している（2013年暦年実績）。

(3) 国連における女性外交と北京+20

ア 日本は3月に開催された第58回国連女性の地位委員会に、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案を2012年に続き再度提出し、同決議案は、コンセンサスで採択された。同決議案では、災害に強い社会づくりと、それに向けた平時からの女性の社会参画の重要性、現在のイニシアティブを第3回国連防災世界会議（於：仙台）、世界人道サミットを含む2015年以降の各種プロセスにつなげていく点が強調されている。

イ また、1995年の第4回世界女性会議で採択された北京宣言及び行動綱領に掲げられた目的や目標に対する成果と課題を実現するため、日本における進捗状況についてのレビューを行った。その結果を、「第4回世界女性会議並びに北京宣言及び行動綱領採択20周年記念における、北京宣言及び

北京行動綱領（1995年）並びに第23回国連特別総会成果文書（2000年）の実施状況」として、12月にジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）に提出した。

ウ 日本はUN Womenに対する拠出金を2013年から2014年にかけて5倍に増額した。2015年に東京に開設される予定のUN Women東京事務所を基点に、今後、同機関との連携を一層深めていく予定である。

エ 日本は、「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」に基づき、第7回・第8回政府報告を9月に国連に提出した。また、1987年から継続して女子差別撤廃委員会に委員を輩出しており、6月の選挙でも現職の林陽子委員が再選された。

(4) 紛争下の性的暴力に関する取組

ア 2014年9月に行われた安倍総理大臣の国連総会一般討論演説でも言及されたように、紛争の武器としての性的暴力は看過できない問題である。武器としての性的暴力を防止するため、また被害者への支援が重要であるという観点から、国連アクション

や紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表（SRSG）などの国際機関との連携や国際的な議論の場への参加を重視しつつ、21世紀こそ女性の人権侵害のない世界にするため、日本はこの分野に一層積極的に取り組んできている。

イ バングーラ紛争下の性的暴力担当SRSGは、9月にWAWI参加のため訪日し、安倍総理大臣や岸田外務大臣などと会談を行った。また、日本は紛争下の性的暴力担当SRSGの専門家チームに初めて215万米ドルの財政支援を行い、第1位のドナーとなった。さらに、国際刑事裁判所（ICC）の被害者信託基金にも初めて拠出を行い、60万ユーロ中40万ユーロを紛争下における女性暴力対策に割り当て、紛争下の性的暴力の被害者に対する対策にも取り組んでいる。

ウ また、紛争下の性的暴力の終焉に向けた世界的機運の醸成を目的として、6月にヘーグ英国外相やアンジェリーナ・ジョリー国連難民高等弁務官特使共催でロンドンで行われた「紛争下における性的暴力の終焉に向けたグローバル・サミット（PSVI）」に

は、日本から岸外務副大臣が参加し、紛争下の性的暴力の防止に向けて力強いメッセージを発信した。

エ 国内においても、6月、関係省庁（外務省、内閣府PKO事務局）、JICA、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）、赤十字国際委員会、関連NGOの関係者が一堂に会し、専門家の育成のための取組や協働枠組みを考えるためのPSVIジャパン・プラットフォームを立ち上げた。11月には、赤十字国際委員会（ICRC）との共催で、「武力紛争下における性的暴力 その現状と課題」と題する公開シンポジウムを開催（於：上智大学）した。同シンポジウムには、国際機関、政府、有識者、市民社会から関係者が集い、国際社会における紛争下の性的暴力の現状とその課題について議論を行い、理解を深めた。

(5) 国連安保理決議第1325号等に関する「行動計画」

より効果的に平和な社会を実現するためには、紛争予防、紛争解決、平和構築のあらゆる段階で女性の参画が確保され、ジェンダーの視点を主流化することが重要である。このため、日本は2013年9月から、安保理決議第1325号や関連決議の履行に向けた女性・平和・安全保障に関する「行動計画」の策定を進めている。

日本の「行動計画」は、参画、予防、保護、人道復興支援、モニタリング・評価・見直しの5つの柱で構成されており、詳細な指標を含むものである。この「行動計画」の特

徴は、策定プロセスで、同行動計画の構成、含めるべき要素、モニタリング・評価作業の進め方について関係省庁だけでなく、市民社会の代表と共に策定作業を行っている点である。さらに、沖縄県を始めとする5か所でも市民社会との意見交換会を開催したのち、パブリックコメントに付した。これら一連の議論を踏まえ、「行動計画」は、2015年初旬に完成する予定である。なお、策定後のモニタリング、見直しなど今後のプロセスでも、市民社会の参加が期待されている。

特集

WAW! のWA（環／輪）が広がって、繋がって

女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム（WAW!）の前後2週間は、女性に関する様々なイベント（シャイン・ウィークスイベント）が全国各地で実施されました。また、WAW!に参加した外国人参加者も地方でのイベントに参加しました。本特集ではシャイン・ウィークスの広がりをお伝えします。



シャイン・ウィークス

WAW! が開催された2014年9月12日と13日の前後2週間、シャイン・ウィークスが実施されました。これは、WAW!の趣旨に沿うイベントを広くつなぎ、WAW!の一環として「女性が輝く社会づくり」に賛同していただくことを目的としたものです。また、安倍総理大臣のビデオメッセージもイベントで活用していただきました。どなたでも自由な発想で参加でき、会議はもとより、映画祭やコミュニティの集い、農業女子や宇宙女子など多岐にわたるグループが独自のイベントを企画し、実施しました。これらのイベントはWAW!専用のフェイスブックで公開され、また、外務省ホームページでも紹介されています。最終的に120件以上もの関連イベントが全国各地で自主的に開催され、日本国内での女性の活躍促進への関心の高さがうかがえました。

シャイン・ウィークスの一連のイベントの中でも、特に、WAW!参加者が登壇したイベントは、海外から来られたゲストと地方自治体や大学を結び、地方へのムーブメントの波及を目的としたものです。結果的に、宮城や埼玉、倉敷、福岡などで11のイベントが開催されました。それらのイベントの主催者からは、通常はなかなか呼ぶことのできないゲストを迎えることができ、有益であったことから、是非、来年も実施したいとの感想をいただきました。

WAW!2015においても、日本全国で女性が輝く社会づくりのムーブメントを高めていきたいと思います。



バンクーバー紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表（SRSG）による被災地訪問及びシャイン・ウィークスイベントへの参加（9月、宮城）



ボードに展示された応援メッセージ

女性参画推進室

 Column

世界で輝く女性大使 ～5人の現役女性大使による紙上座談会～

外務省では、多くの女性職員が活躍しており、全職員の約3割を占め、世界を舞台に活躍しています。その中で、今回は、世界各地で日本の「顔」として活躍している5人の現役女性大使に、その仕事観やこれから国際社会へ踏み出そうとする女性へのメッセージを聞いてみました。

Q1 女性大使として赴任して感じることは？

(田中) 私が赴任しているウルグアイでは、閣僚の3分の1が女性です。各国の女性大使も多く、「女性」であることを意識することは少ないですね。ただ、アジア系の女性大使は他にいないので各国の要人の集まりの中で目立つことは出来ます。

(伊岐) 私が勤務しているブルネイはイスラム教を国教としていますが、「女性だからといって特別扱いしない」との政府の姿勢が明確で、気持ちよく仕事できています。友好国「日本」からの大使として対応も好意的です。

(白石) リトアニアは、大統領も国会議長も女性で、3年ほど前からは、大統領と女性大使の非公式昼食会が開催されるなど、女性大使であることが有利に働いています。ある国の大使は「私の後任は、女性に」と本国に進言したと聞いています。

(西村) 外交団の人脈作りという意味では、配偶者も含めた会食の場などで、女性同士の会話ができるのは強みです。また、日本からの初の女性大使ということで、日本のイメージを変えるやりがいも感じます。

(志野) 私の赴任しているアイスランドは、ジェンダーギャップが世界一小さい国でありながら、高い出生率を誇っています。子育てをしながら仕事をしてきた私自身の視点で、新たな発見ができるのではないかと考えています。



田中径子駐ウルグアイ大使

Q2 これまで働く中で経験した苦労や、今後外務省として取り組むべき課題があれば教えてください。



西村篤子駐ルクセンブルク大使

(西村) 業務の面では女性だから苦労したということはありません。確かに外国勤務が長いことや、国会対応などで夜遅くまで勤務しなければならないこともあり、家庭生活との両立には工夫が必要ですが、外務省は、子育てや介護と仕事の両立について理解のある職場だと思います。

(白石) 子育てとの両立の面では、家族、ベビーシッターなどたくさんの人の手を借りました。子供を連れて最初の外国勤務は不安でしたが、ベビーシッターも見つけやすく、勤務時間も調整でき、子供と過ごす時間がかえって長かったです。思い切って一歩を踏み出して良かったです。

(志野) 外務省には外国勤務があり、育休からの復帰は、外国から日本への異動と感覚的にあまり差が無く、復職しやすいというメリットがあると思います。ただ、いつ、どこで勤務するのがわからない中、子供の教育環境には苦労しました。特に日本のように悩みを共有できる友人が少ない中で、子供の成長の過程の様々な悩みに親として直接向き合うことも多かったです。



志野光子駐アイスランド大使

(伊岐) 私は厚生労働省出身ですが、子育て期に2度の国内転勤があり、その都度子連れ赴任や単身赴任で対応しました。これから外交の場で女性が輝くためには、女性外交官が子育て期も含めて安心して外国転勤できる支援策の充実が必要だと感じます。

(田中) 民間企業勤務での経験から感じることで、在宅勤務制度は女性にも男性にもメリットが大きいと感じます。また、勤務地など本人の希望に可能な限り柔軟に対処できるようにできればなお良いと思いますね。

Q3 最後にこれから国際社会で活躍することを目指す女性へメッセージをお願いします。

(田中) 国際社会の中でアジア人の女性の強みは、信頼の受けやすさだと思います。国際社会で活躍している日本の女性はまだまだ少数派と思われがちかもしれませんが、それを逆手にどんどん相手の懷に飛び込んで行ってほしいです。

(西村) 世界のいろいろな場で、多様な人たちと出会い、素晴らしい経験をできることは、人生の財産になります。是非大きなステージでチャレンジして、自分自身の成長と新たな世界の発見につなげてほしいです。

(伊岐) 「女性だから」「子供がいるから」という理由で自分の仕事の可能性を限定しないこと、同時に「仕事が大変だから」と、結婚・出産といったライフイベントをあきらめないことが重要だと思います。ワークライフバランスが大変な局面でも、貪欲に可能性を追求する気持ちや、次に活躍のチャンスが来た時にかみ取れるよう研鑽^{けんさん}を積むことで、道は開けます。



伊岐典子駐ブルネイ大使

(志野) 外務省は女性の職場としては最高だと思います。仕事の中身で性別を意識することはない一方、国際会議で女性ゆえに目を引くことも少なくありません。多様な価値観の中で自分自身が輝ける場があると思います。

(白石) 国際社会は、自分の能力を活かすことができるだけでなく、多くの経験を積み、新たな課題を克服する中で、それを磨いていくことができる場所です。自分を信じて、可能性を広げて行ってほしいです。私のモットーは「住めば都」です。それぞれの国に文化と歴史があり、それを学び、多種多様な人と触れあうことはとても楽しいです。



白石和子駐リトアニア大使